
今治市サイクルシティ推進計画

Plan to promote utilization of a bicycle



2020年3月
2021年3月改訂
2024年6月改訂

今 治 市

もくじ

I	計画の目的・区域・期間・位置づけ	(1)
1	計画の目的	(1)
2	計画区域の設定	(1)
3	計画期間	(1)
4	計画の位置づけ	(2)
	1) 国の推進計画及び愛媛県の推進計画との関連	
	2) 自転車に関する既存計画との関連	
	3) その他関連計画との関連	
II	現状及び課題整理	(7)
1)	市の概要と自転車に関する現状分析	(7)
	(1) 人口	
	(2) 地勢	
	(3) 道路	
	(4) 公共交通ネットワーク	
	(5) 自転車通行空間	
	(6) レンタサイクル	
	(7) 自転車分担率	
	(8) 自転車断面交通量	
	(9) 自転車関連事故状況	
	(10) 観光施設	
	(11) 学校	
	2) 「今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例」について	(14)
	3) 「SDGs」目標達成に向けた取り組みについて	(14)
	4) 自転車に関する課題整理	(15)
	5) 計画目標の設定方法	(15)
III	実施すべき施策、実施スケジュール	(15)
1	実施すべき施策の検討方法	(15)
2	実施スケジュール	(16)
IV	計画の推進体制、計画のフォローアップ及び見直し方法	(17)
1	計画の推進体制	(17)
2	計画のフォローアップ及び見直し方法	(18)
	1) 計画のフォローアップ	(18)
	2) 計画の見直しについて	(18)
V	計画の目標達成に向けて検討が必要な施策	(19)
	目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	(19)
	施策 1 自転車通行空間の計画的な整備推進	(19)
	① 自転車ネットワーク計画の策定	
	② ネットワーク計画の補完	
	③ 自転車通行空間の整備	
	④ 自転車通行空間の改善	
	⑤ 道路標識・道路標示・信号機等の適切な設置、運用	
	⑥ 思いやり SHARE THE ROAD 運動の推進	
	⑦ 応急修理サービス	
	施策 2 違法駐車取り締まりの推進及びニーズに応じた駐輪場の整備	(22)
	① 駐車禁止等の規制の推進	
	② 駐車監視員による違反車両の確認	
	③ 駐輪場の整備	
	④ 公共空間等を活用した駐輪場の整備	

⑤ 多様なニーズへの対応	
⑥ 放置自転車対策の推進	
施策3 シェアサイクルの普及促進	(23)
① シェアサイクルの普及促進	
施策4 まちづくりと連携した総合的な取組の実施	(23)
① 自転車を活用した賑わいあるまちづくりの推進	
② まちづくりと連携した自転車施策の推進	
③ ゾーン30等による安全対策の実施	
目標2 サイクルスפורツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	(26)
施策5 サイクルスפורツ振興の推進	(26)
① サイクルスפורツイベントの実施	
② サイクルスפורツ環境の充実	
③ シニアスポーツサイクル体験会の実施	
④ タンデム自転車の公道走行	
⑤ E-BIKE(スポーツ型電動アシスト付自転車)の普及促進	
⑥ 愛媛サイクリングの日の取組	
施策6 自転車を活用した健康づくりの推進	(27)
① 健康推進の広報啓発	
② 健康推進と連携した観光事業の促進	
③ 市民サイクリングの奨励	
施策7 自転車通勤等の促進	(28)
① 自転車通勤の広報啓発	
② 自転車通勤に関する取組の推進	
③ 市庁舎における駐輪場の整備	
目標3 サイクルトーリズムの推進による観光立国の実現	(29)
施策8 国際的なサイクリング大会等の実施	(29)
① ナショナルサイクルートのブランディング	
② 国際サイクリング大会の実施	
③ しまなみサイクリングサミットの開催	
④ 海外でのPR	
施策9 世界に誇るサイクリング環境の創出	(32)
① サイクリングターミナルの整備	
② レンタサイクル事業の統合	
③ 広域的なサイクリングロードの整備(ブルーライン)	
④ 広域的なサイクリングロードの整備(ロケーションマーカー)	
⑤ 多言語案内標識の設置	
ー 官民連携による先進的なサイクリング環境の整備 ー	
⑥ サイクルトレインの運行	
⑦ サイクルフエリーと連携した誘客の促進	
⑧ サイクルバスの運行	
⑨ しまなみ海道サイクリングガイドツアー	
⑩ サイクリスト受入サービスの充実の要請	
⑪ サイクルレスキューの構築	
⑫ 「しまなみ海道手ぶらサイクリング」サービス	
⑬ サイクリスト向け宿泊施設	
⑭ サイクルパーツの自動販売機の設置	
⑮ 利用者への情報発信	
⑯ サイクリストの聖地碑	
⑰ 「SHIMANAMI」モニュメント	
⑱ 多様なパンフレット類によるPR	

⑱	キャッシュレス決済の導入	
⑳	メディアやインターネットによる情報発信	
施策 10	自転車を活用したまちづくりを推進するための連携	(46)
①	自転車を通じたまちづくり交流協定の締結	
②	姉妹自転車道協定の締結	
③	自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会の設立	
④	しまなみ海道沿線地域の活性化の取組	
⑤	愛媛マルゴト自転車道	
⑥	サイクリングアイランド四国の取組	
⑦	グレーターしまなみ・えひめ圏域の取組	
⑧	サイクリストのマナーの向上	
目標 4	自転車事故のない安全で安心な社会の実現	(50)
施策 11	安全性の高い自転車普及の促進	(50)
①	安全性の高い製品購入につながる広報啓発	
②	中学就学時における自転車等購入支援	
施策 12	自転車の点検整備の促進	(50)
①	より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発	
②	T Sマークの普及促進	
③	自転車メンテナンス講習会の開催	
施策 13	自転車の安全利用の促進	(51)
①	自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知	
②	世代に応じた交通安全教育の充実	
③	成人に対する交通安全教育の推進	
④	高齢者に対する交通安全教育の推進	
⑤	外国人に対する交通安全教育の推進	
⑥	交通安全意識向上を図る広報啓発	
⑦	自転車交通安全啓発ツールの作成・活用	
⑧	ヘルメット着用の広報啓発	
⑨	点灯及び反射材の推奨	
⑩	自転車運転者講習制度の着実な運用	
⑪	交通安全に関する指導技術の向上	
施策 14	学校における交通安全教育の推進	(54)
①	小学生に対する交通安全教育の推進	
②	中学生に対する交通安全教育の推進	
③	高校生に対する交通安全教育の推進	
④	通学路周辺の安全点検の実施	
今治交通公園の活用		
施策 15	災害時における自転車活用の推進	(55)
①	災害時における自転車利用の確保	
②	災害時における自転車利用の促進	
③	庁舎等への自転車配備	
④	災害時における正しい自転車利用方法の周知	
施策 16	保険などの加入を促進させる取組	(56)
①	自転車保険加入促進に向けた周知・啓発	
(参照 ①)	第 11 次今治市交通安全計画について	(57)
(参照 ②)	「今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例」について	(67)

I 計画の目的・区域・期間・位置づけ

1 計画の目的

本市においては、これまで自転車に関する諸課題への対応の一環として自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）に基づく放置自転車対策や交通事故防止対策等を推進してきました。

一方で、1999 年の瀬戸内しまなみ海道（以下、「しまなみ海道」という。）開通に合わせ、サイクリングターミナルを設置し、レンタサイクルの乗り継ぎシステムを整備し、サイクリストの誘客を図ってきました。2012 年 5 月、台湾財団法人自転車新文化基金會の劉会長（自転車メーカー「ジャイアント」創業者）と愛媛・広島両県知事、今治市長、尾道市長、上島町長が揃ってしまなみ海道をサイクリングしたことを契機にしまなみ海道は世界の注目を集めるようになりました。

さらに愛媛県では、「自転車は、健康、生きがい、友情を育む」という自転車新文化を提唱し、「愛媛マルゴト自転車道構想」や「四国一周サイクリング」などの施策を次々と打ち出し、本市もこれらと連携協力を進めています。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号。以下「法」という。）が施行されました。そして、国は 2018 年 6 月、法第 9 条に基づき、自転車の活用の推進に関して基本となる「自転車活用推進計画」を定めました。

これを受け、本市においても国が定めた計画の実現に必要な地方自治体の役割を明らかにし、地方における総合的かつ計画的な施策の実施により、自転車活用推進計画の実現を図るため、法第 11 条の規定に基づき本計画を策定します。

本計画の実行により、市民、事業者及び行政が協働して自転車の活用推進に努め、交通ルール遵守・マナー向上などによる、誰もが安全に安心して自転車を利用できる環境を整えるとともに、しまなみ海道を核としたサイクリング環境のグローバル化による地域の活性化を図り、もって日本における自転車を活用したフロントランナーとしてのまちづくりを推進し、「サイクルシティ I M A B A R I」の実現を目指します。

2 計画区域の設定

本計画の区域は、今治市内とします。

ただし、しまなみ海道、愛媛マルゴト自転車道、四国一周サイクリングコース等については、市域を超えたエリアを含めるものとします。

3 計画期間

計画期間は、国の自転車活用推進計画の計画期間が 2025 年度であること、第 2

次今治市総合計画の後期基本計画の目標年次が 2025 年度であること、第 2 期今治市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標年次が 2025 年度であることなどとの整合を図る必要があります。そのため、本計画の計画期間は、長期的な展望を視野に入れつつ策定の日から 2025 年度までとします。

ただし、国及び県の計画が改訂され次第、必要に応じ見直しを行うものとします。

4 計画の位置づけ

1) 国の推進計画及び愛媛県の推進計画との関連

本計画は、国の自転車活用推進計画及び愛媛県自転車新文化推進計画を勘案するとともに本市の実情に応じて愛媛県自転車新文化推進計画との整合を図ります。

また、本計画は法第 11 条に基づいて定めるものであり、本市の自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置づけます。

2) 自転車に関する既存計画との関連

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成 28 年 7 月道路局長通知）に基づく「今治市自転車ネットワーク計画」の内容を本計画に位置付けます。

3) その他関連計画との関連

本市の政策における最上位計画となる第 2 次今治市総合計画の基本構想においてサイクリング関係は、以下のように位置付けられています。

第 4 章 施策の大綱

3 まちを好きになる

施策の大綱 6 誇りに思える魅力があふれるまちづくり

(2) 魅力ある観光資源をいかした、交流とにぎわいの基盤づくり

しまなみ海道沿線地域において、「サイクリストの聖地」としての更なる知名度向上に向けたサイクリング振興を図るため、サイクリストの受入れ施設の整備やサイクリングガイドの養成など、利用促進と利便性向上を図り、市全域におけるいまばり「サイクルシティ構想」による自転車新文化の普及に向けた取組を推進します。

また、同基本計画においても次のように位置付けられています。

第 3 章 分野別施策

施策の大綱 6 誇りに思える魅力があふれるまちづくり

施策の方向⑬ 魅力ある観光資源をいかした、交流とにぎわいの基盤づくり

現状と課題

- しまなみ海道は、台湾日月潭サイクリングコースと姉妹自転車道協定を締結しましたが、これを契機に他の地域との協定も模索しながら、世界に向けた更なる PR をしていくことが必要となっています。
- 国内外から多くのサイクリストが、「サイクリストの聖地」であるしまなみ海道でのサイクリングを楽しみに訪れるようになっています。その一方で、受入れ体制や陸地部へのサイクリストの誘導と滞留が十分とは言えず、しまなみ海道を始めとした市全域での受入れ体制の充実を図ることが必要となっています。

主要な施策	
取組	主な内容
サイクルシティ構想の推進	○ しまなみ海道沿線地域の「サイクリストの聖地」としての拠点化を進めるため、サンライズ系山の拡張整備と機能強化や重点「道の駅」と連携したサイクリストの受入れ体制の強化を図ります。 ○ 国内はもちろん外国人誘客のため、サイクリングガイドやインストラクターなどの観光人材の育成、案内板やサイクルスタンドの設置、二次交通との連携などのおもてなし体制の充実や PR 活動の強化、マナー向上を図るとともに、本市の豊かな地域資源を活かしたサイクリングイベントの実施などによるサイクルツーリズムの推進を図ります。 ○ しまなみ海道自転車歩行者道の利便性の向上とまちの交流促進を図るため、自転車通行料金の無料化を推進します。

こうした総合計画を踏まえ、まち・人・しごと創生総合戦略では、以下のように位置づけられています。

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

（ア）サイクルシティ構想の進化／深化／真価

① サイクルステーション構想推進

「サイクリストの聖地」として、サイクリストへのサービス提供や支援を行うためのサイクリング拠点の充実を図る。

重要業績評価指標（KPI）：レンタサイクル利用件数

66,372 台（2017 年度） → 77,000 台（2025 年度）

※コロナによる影響 32,204 台（2020 年度）、30,865 台（2021 年度）、51,913 台（2022 年度）

(具体的な事業)

- ・サイクルシティ構想の「進化」「深化」「真価」

サイクルシティ構想の各項目を、変化する時代のニーズに合わせて「しんか」を図りながら着実に実行していく。

- ・サイクリングターミナル等管理運営

新たに整備する今治駅前サイクリングターミナルと拡張整備を行ったサイクリングターミナル「サンライズ糸山」を今治側のサイクリングの拠点として、しまなみ海道サイクリングの更なる振興を図るとともにサイクリング文化の発信を行っていく。

また、その他レンタサイクル施設やサイクリスト向け便益施設などサイクリング拠点の管理運営・整備を適切に行っていく。

② サイクルツーリズム構想推進

サイクルツーリズムの担い手となる観光人材育成の推進、自転車関連産業の起業・創業やサービスの拡充など民間参入の促進を図るとともに、国内外からの誘客促進に取り組む。

重要業績評価指標（KPI）：レンタサイクル外国人利用者数

5,420 人（2018 年） → 10,887 人（2025 年）

(具体的な事業)

- ・観光人材育成事業

愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会と連携して、サイクリングガイド及びインストラクターの育成を図るとともに、ガイドツアー造成、実施に向けての支援を行っていく。

- ・E-BIKE の活用

E-BIKE の導入により女性、シニア層を取り込むなど、サイクリング人口の拡大を図るとともに、E-BIKE による健康づくりや豊かな暮らしにつながる情報を発信し、新たなサイクリングライフを提案していく。

- ・海外からのサイクリストの誘客事業

海外からの誘客を促進するため、愛媛県などと連携して瀬戸内しまなみ海道への旅行商品を造成するなどしてインセンティブを高める。

また、ジャパンサイクリングゴールデンルート形成の取組を中心に、ターゲット国などからの誘客を図る。

- ・サイクリング関連産業創出事業

サイクリストを対象とした新しいサービスや今治土産の開発、商品・飲食の充実など、地域の雇用につながる新たな自転車関連産業の起業・創業を支援する。

また、引き続き、しまなみ海道サイクリングのプロモーション活動などを実施し、新たな民間資本参入や商品開発の機運醸成が進むような環境を整えていく。

③ おもてなし構想推進

「サイクリストの聖地」にふさわしいおもてなし体制へと更に進化させ、誰もが快適にすごせる受入れ環境の充実を図る。

重要業績評価指標（KPI）：サイクリングターミナル「サンライズ糸山」宿泊者数

9,447 人（2017 年） → 10,200 人（2025 年）

(具体的な事業)

・おもてなし推進事業

しまなみ海道サイクリストのトラブル解消のため、行政サービスを補完する民間のサービス等と連携する。

また、サイクルトレインの運行支援や2次交通との連携推進、手荷物配送システムの充実、サイクルオアシス整備事業、外国人向け観光案内など、おもてなし体制を更に進化させていく。

・マナーアップ啓発事業

各種イベントの開催に併せてヘルメットの着用促進や車道走行、キープレフトなど、マナーアップや安全運転の講習を行うとともに、自転車で安全で楽しく走れるまちとして世界へPRする。

・自転車通行空間整備事業

安全で快適な自転車利用環境を創出するため、道路や交通状況に応じた自転車通行空間整備に取り組む。

④ サイクルプロモーション構想推進

各種サイクリングイベントの開催・開催支援を行い、併せて、「サイクリストの聖地」としての今治市及びサイクリングを国内外に効果的に発信する。

重要業績評価指標（KPI）：「愛媛サイクリングの日」関連イベント来場者数

420 人（2019 年） → 1,100 人（2025 年）

(具体的な事業)

・サイクリングイベントによるプロモーション

瀬戸内しまなみ海道国際サイクリング大会の開催を始め、しまなみ・ゆめしまサイクリングフェスや「愛媛サイクリングの日」関連イベントなどの各種サイクリングイベントについて、県境を越えた広島県尾道市・呉市との連携や、愛媛県下全域が連携して開催することで、国内外のサイクリストに向けて「サイクリストの聖地」の情報を発信するとともに、広く市民が自転車に親しむことができる機会を創出し、サイクリングへの理解の促進とすそ野を広げる取組を推進する。

【目的達成に向け実施する事業】

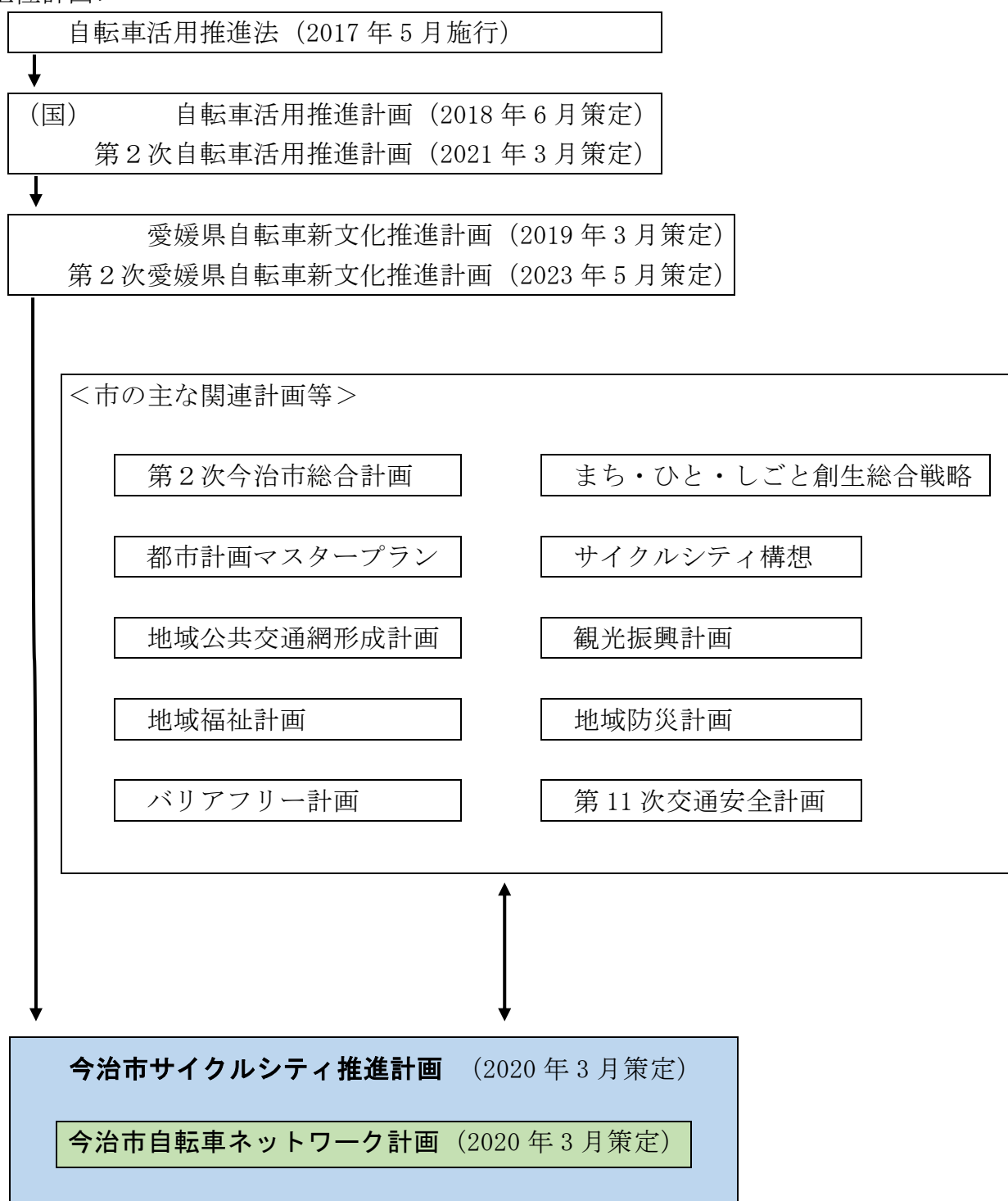
事業名	サイクルツーリズム推進事業			関係地域	全地域	
事業概要	瀬戸内しまなみ海道地域をはじめとして、今後より多くのサイクリスト（自転車旅行者等）の来訪を促進させるため、受入環境の整備及び充実を図る。 1 サイクリングルートの魅力向上及び誘客に係る環境整備 2 イベントの開催・出展によるPR 3 ニーズを捉えたPR					
成果目標	「サイクリストの聖地」としての認知度向上及びさらなるサイクリング観光による交流人口拡大を推進する。			国・県等 支援措置	地方創生推進交付金 （国）	
総事業費 （単位：千円）	H28	H29	H30	R1	R2	計
	46,910	17,711	14,770	8,879	8,900	97,170

このように本市の上位計画では、いずれも自転車の活用を推進する方針が定められており、本計画もこうした上位計画に沿った形で策定します。

また、今治市都市計画マスタープラン、サイクルシティ構想、地域公共交通網形成計画、観光振興計画、地域福祉計画、地域防災計画、バリアフリー計画などとも整合を図りながら、各分野における自転車の活用推進について配慮します。

自転車の安全対策については、第11次今治市交通安全計画（55頁 参照①）を踏まえた対策を講じるものとします。

<上位計画>



Ⅱ 現状及び課題整理

自転車は、環境にやさしいモビリティであり、サイクリングを通じた健康づくりや余暇の充実等、人々の行動を広げ、地域とのふれあいや仲間とのつながりを取り持つコミュニケーションツールでもあります。

また、その利用目的は、買い物や通勤通学、競技やツーリズムなど幅広く、障がい者も楽しむことができる様々な自転車が普及しています。

本市における自転車を取り巻く現状と課題は、以下のとおりです。

1) 市の概要と自転車に関する現状分析

(1) 人口

本市の国勢調査人口（2015 年）は、158,185 人で、1980 年をピークに減少を続けています。

また、少子化、高齢化も伸展し、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、平成 37 年（2025 年）に総人口が 141,000 人、高齢化率（老年人口/総人口）が 36.8%になると予想されています。

将来推計人口 (単位：人)

	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
総人口	166,532	158,300	150,000	141,000
年少人口(0～14歳)	20,842	18,500	16,400	14,300
生産年齢人口(15～64歳)	97,664	86,900	79,800	74,800
老年人口(65歳以上)	47,792	52,900	53,800	51,900

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」
(100人未満四捨五入、平成22年は国勢調査の実績)

(2) 地勢

本市は、総面積 419.21 km²、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、世界有数の多島美を誇る大小およそ 100 の島々で形成される島しょ部から構成されています。豊かな自然と美しい景観に恵まれ、日本三大急潮の 1 つとして知られる来島海峡や中心市街地が位置する平野部、緑豊かな高縄山系など変化に富んでいます。平均気温は 16℃、平均降水量は年 1,300mm 程度で、台風その他の自然災害が少なく、サイクリングに適した温暖少雨な瀬戸内海式気候区に属しています。

(3) 道路

国道は松山市から高縄山を越えてしまなみ海道を経て尾道市に至る国道 317 号、松山市から海岸沿いに西条市に向かう国道 196 号の 2 路線（延長約 115.5km）、県道 26 路線（延長約 219.5km）であり、都市計画道路（幅員 12m 以上）は、51 路線（延長約 90.8km）が計画され、改良率は 79.0%（2020 年 3 月）となっています。

(4) 公共交通ネットワーク

本市には、J R の駅が 8 駅ありますが、今治駅以外は無人駅で普通列車のみが停車します。松山ー今治間、西条ー今治間では、自転車をもそのまま積み込むことができるサイクルトレインが運行されており、今治駅前には自転車組み立て場や洗車スペースのある今治駅前サイクリングターミナル (i.i.imabari! Cycle Station) が設置されています。

航路は、今治港から旅客船・フェリーでしまなみ海道をはじめ、安芸灘とびしま海道やゆめしま海道へ自転車を積んで向かうことができます。

また、サイクルシップも就航しており、定期航路以外にも利用者の要望に応じたクルージングが楽しむことができます。

さらに長距離フェリーとして、大阪南港と東予港を結ぶオレンジフェリーにおいて自転車を持ち込める新造船が就航しました。

バス路線については、松山、福山、広島からの定期便に加え、大阪、京都、東京へ向かう夜行バスも充実しています。一方で、市内の路線バスにおいては、観光客の二次交通としての情報発信や接続の強化が求められています。

(5) 自転車通行空間

自転車及び歩行者の交通のために設けられる自転車歩行者専用道路は、しまなみ海道の橋梁部においても整備されています。

また、歩道の「普通自転車歩道通行可」の規制路線・区間（今治警察署管内）は、今治駅周辺の主要道路において 49 区間（約 64km）が指定されています。そのうち、歩道内の「普通自転車の歩道通行部分」規制等については、都市計画道路 3・2・1 広小路線や 3・3・3 駅西大通り線、3・4・12 今治駅天保山線などで整備されています。

中山間部や島しょ部では、歩道がない路線が多く、自転車は路側帯の走行が中心となっています。島しょ部の国道・県道・一部市道においては、歩道の「普通自転車歩道通行可」の規制路線・区間が指定されています。

また、島しょ部の一部においては、歩道幅員を再配分し路肩を拡げることで、自転車の走行空間を確保しています。

今治駅からしまなみ海道を経て尾道駅、大島・伯方島・大三島外周道路、愛媛マルゴト自転車道には、ブルーラインとピクトグラムを敷設しています。

総じて、自転車通行空間の整備は、まだまだ不十分です。

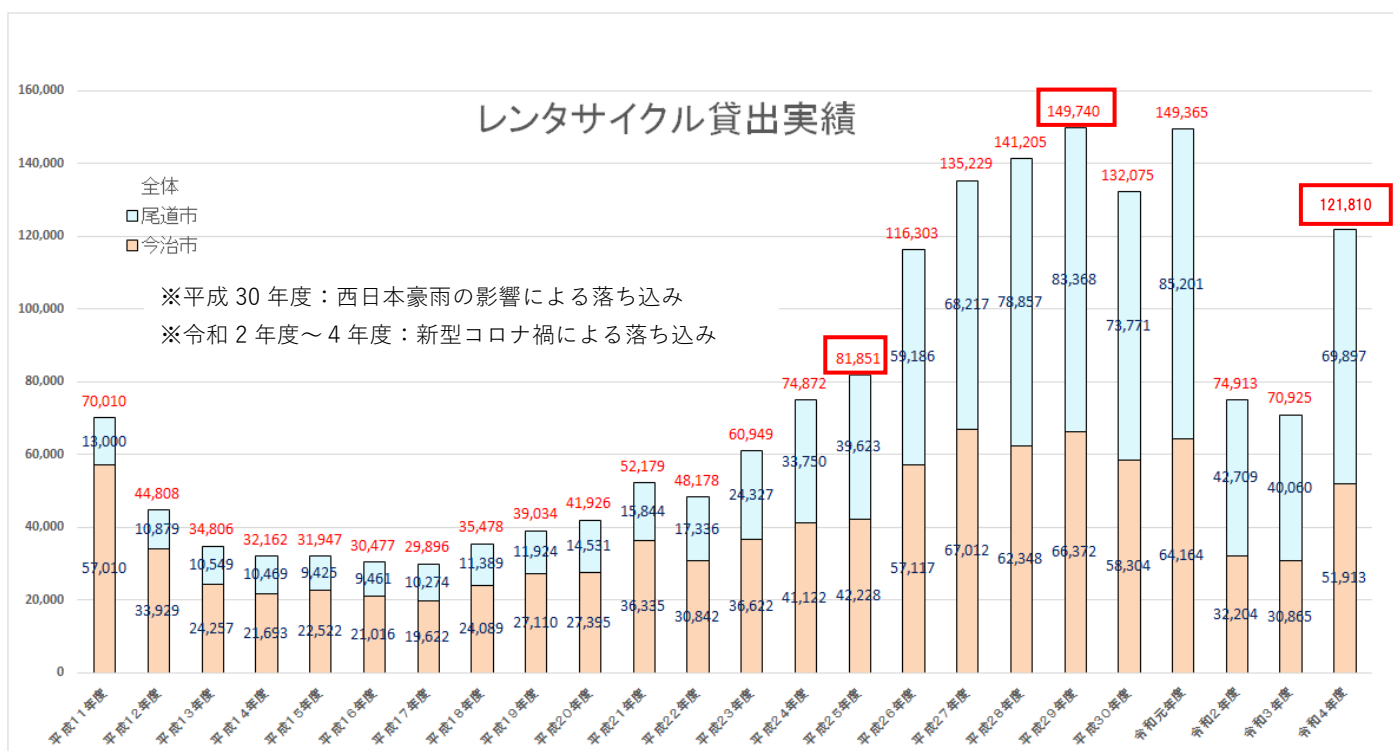
(6) レンタサイクル

レンタサイクルは、中央レンタサイクルターミナル（サンライズ糸山）を中心に、伯方島、大三島、今治駅、及び尾道側（5 か所）にレンタサイクルターミナルを設けて相互乗り捨てを可能にしています。また、指定の旅館やホテルなど市内に返却のみ可能な乗り捨てポイントを設けています。

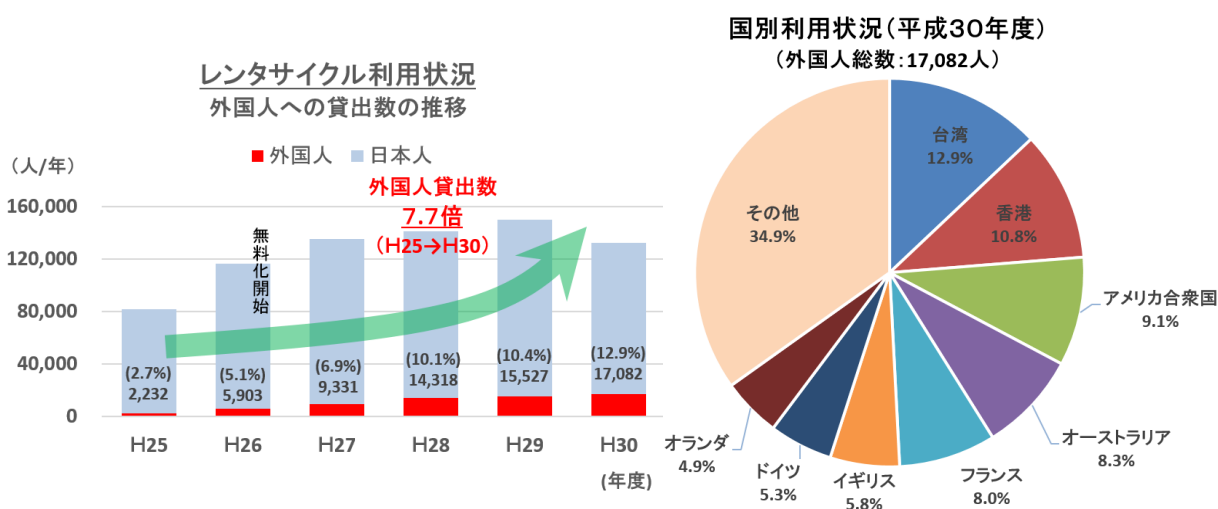
レンタサイクルについては、市内中心部の宿泊施設でも自転車の貸し出しを行うなど充実しています。その他、島しょ部を中心に無人のステーションでシェアサイ

クルのサービスが始まっています。

しまなみレンタサイクルの貸出し台数は、平成 22 年度以降年々増加し、しまなみ海道自転車道の通行料金無料化（H26.7 月～）が始まる前年の平成 25 年度に比べ、平成 29 年度は 1.83 倍まで増加しています。



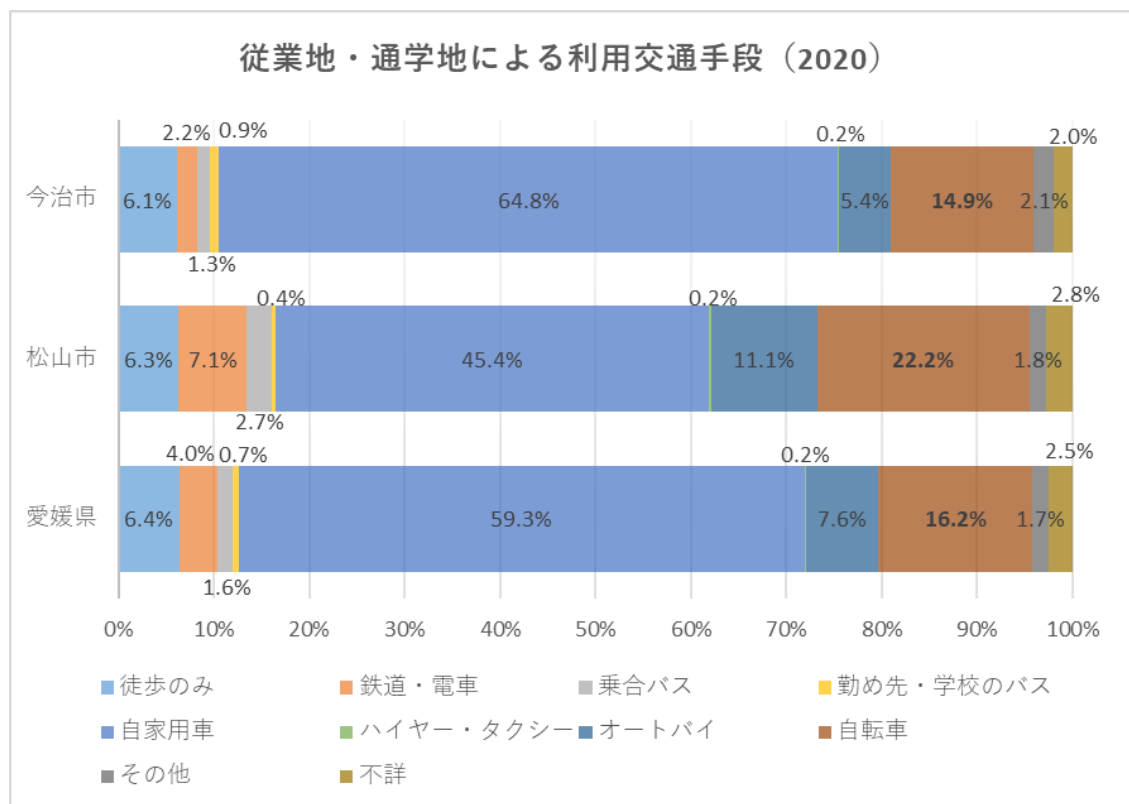
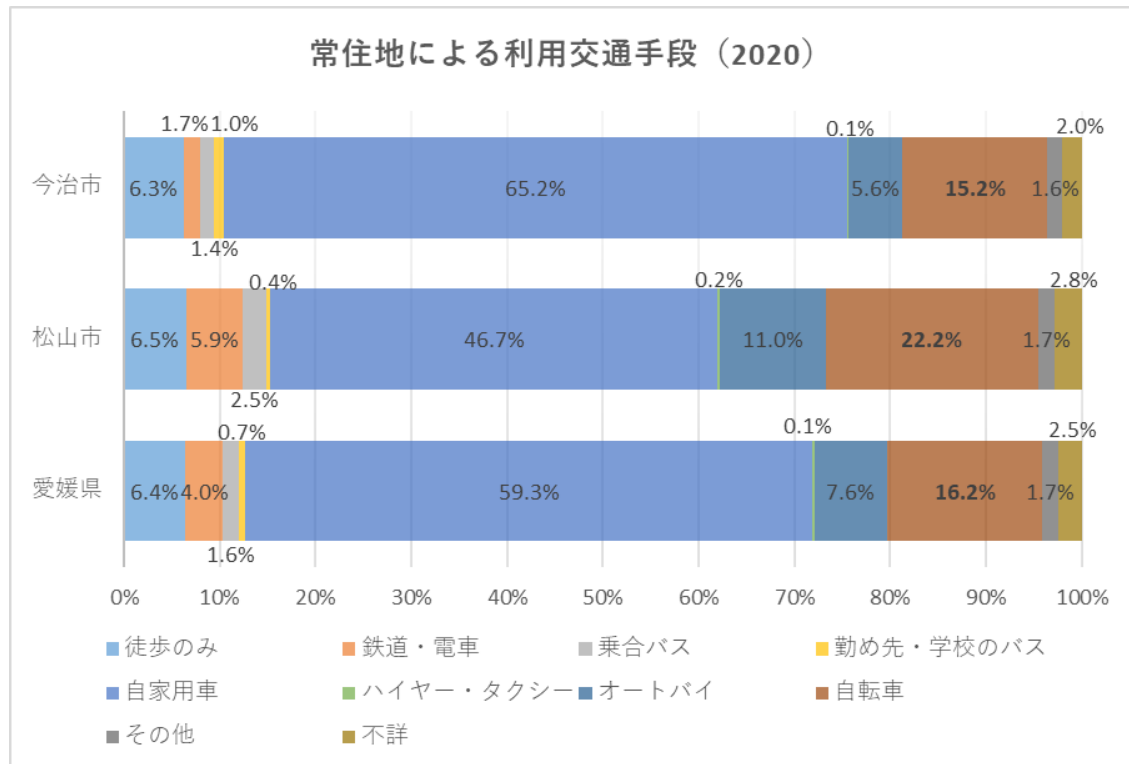
国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」の開催や、台湾・日月潭（にちげつたん）サイクリングコースとの姉妹自転車道協定を通じた交流などにより、外国人へのレンタサイクル貸出台数は、無料化後、約 7.7 倍、1.5 万人増加しています。



(7) 自転車分担率

国勢調査による本市の通勤・通学による自転車利用状況は、常住地で約 17.4%、従業地・通学地で約 17.0%となっており、愛媛県平均や松山市の自転車分担率を下回っています。

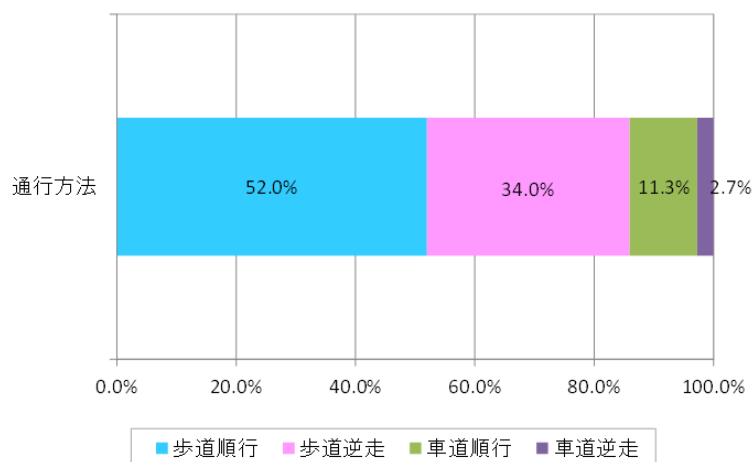
通勤通学の代表交通手段分担率（国勢調査）



(8) 自転車断面交通量

時間帯別自転車交通量では、通勤・通学時の朝夕（8-9 時、17-18 時）にピークを迎えており、特に朝はピークが集中して交通量が多くなっています。

自転車の通行方法では、歩道内通行が約 86%、車道通行が約 14%となっており、自転車の歩道内通行が多くなっています。左側通行では、歩道内通行で約 34%、車道通行で約 3 %が逆走しており、道路交通法や自転車の安全な利用の促進に関する条例が守られていません。

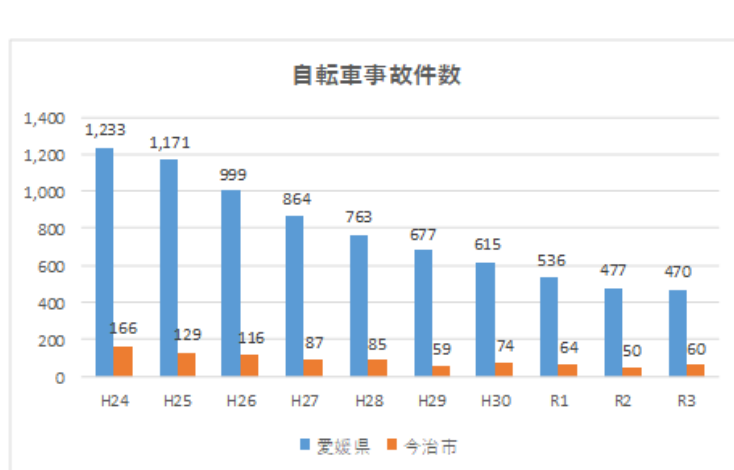


歩道及び車道（路側帯）における通行方法の割合

(資料：今治市自転車ネットワーク計画)

(9) 自転車関連事故状況

市内の自転車関連の交通事故件数は、減少傾向にありますが、なお自転車事故低減への対応が必要です。



(単位：件/年)

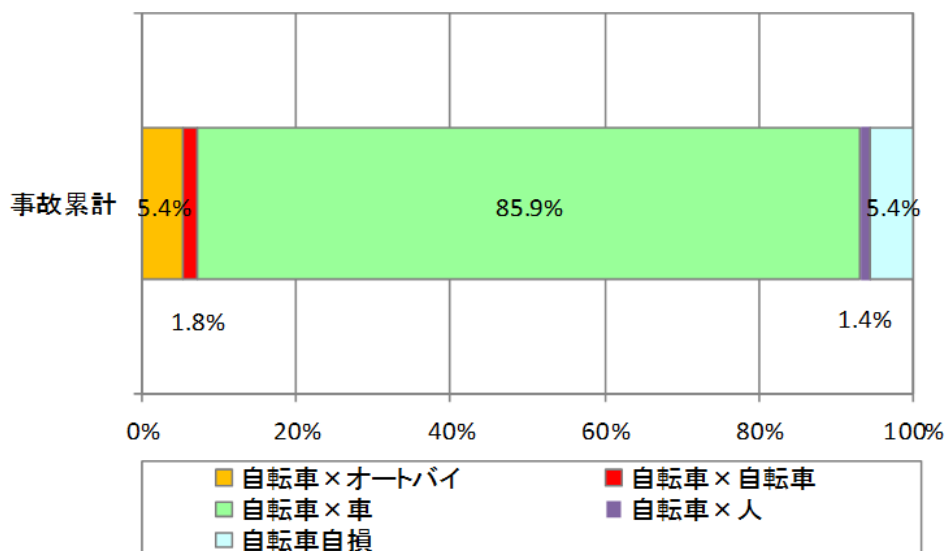
	H24	H27	R3	R3/H24
全 国	132,051	98,700	69,694	0.53
愛媛県	1,233	864	470	0.38
今治市	166	87	60	0.36

(警察庁、愛媛県警、今治・伯方警察署統計資料)

全国・愛媛県・今治市の自転車交通事故の推移

事故の形態では、「自転車×歩行者」が全国や県全体に比べてやや少なくなっていますが、「自転車自損」の事故の割合が高くなっています。

発生要因では、「安全不確認」「動静不注視」が多く、安全な走行空間の整備とともに、通行ルールやマナーの向上が求められています。



(資料県HP)2013.1月～2015.12月

市内の自転車事故形態
(えひめ県自転車事故マップより)

	対歩行者	対車両	自転車自損	計
全 国	2.5%	95.6%	1.9%	100.0%
愛媛県	2.5%	93.3%	4.2%	100.0%
今治市	1.4%	93.1%	5.4%	100.0%

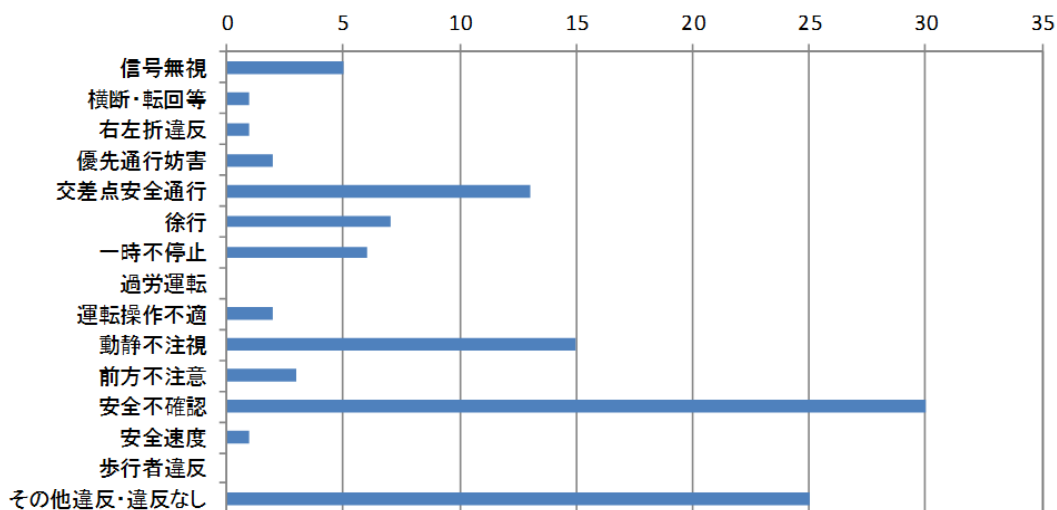
資料:警察庁、愛媛県警

注1:全国及び愛媛県は平成27年の値。

注2:今治市は「えひめ自転車事故マップ」による2013.1月～2015.12月の値

「対車両」は対自転車、対オートバイを含む

全国・愛媛県・今治市の
自転車事故形態



自転車事故発生要因別件数(件/年)

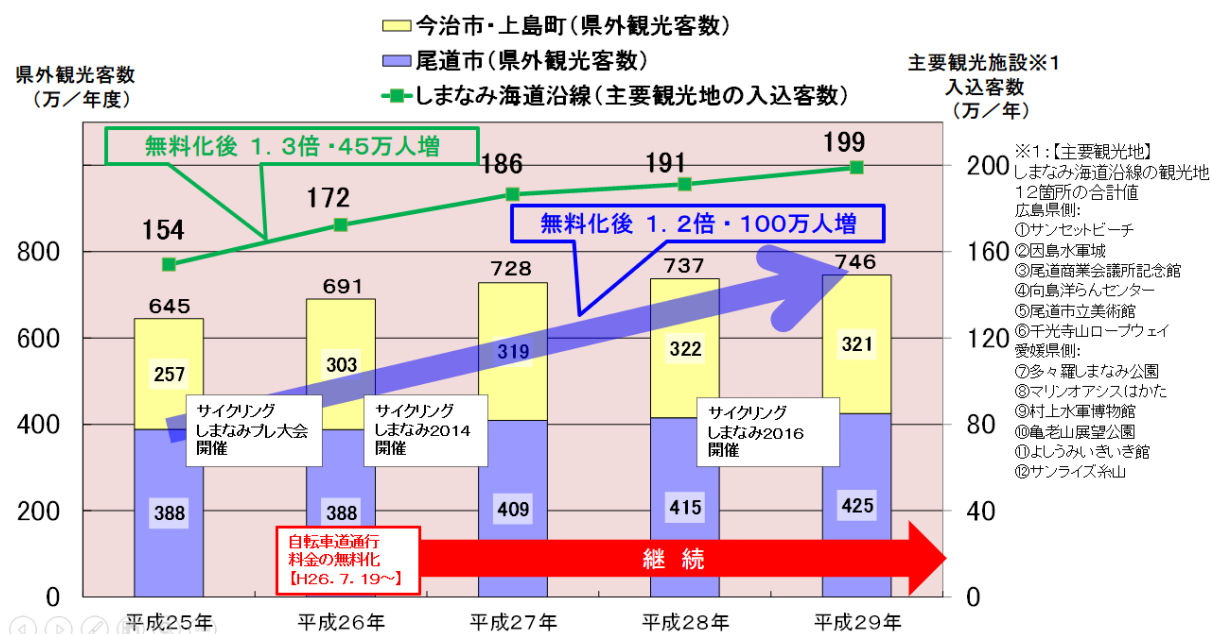
市内の自転車事故発生要因

(資料:今治警察署、平成26年)

(10) 観光施設

しまなみ海道沿線には3つの道の駅があり、サイクリストの休憩・食事場所として利用されています。大三島には「日本総鎮守」の称号を持つ大山祇神社、伊東豊雄建築ミュージアムが、伯方島には桜の名所開山、ドルフィンパークなどがあります。大島には村上海賊ミュージアムやトリップアドバイザーの「旅好きが選ぶ！日本の展望スポットランキング 2017」で2位に輝いた亀老山展望公園（標高 307.8 m）があり、サイクリストが健脚を競っています。日本遺産に認定された村上海賊の記憶をたどるスポットも多くあり、日本三大急潮に数えられる来島海峡の急流を間近に潮流体験などもできます。

また、愛媛マルゴト自転車道の一つ「今治・西条ゆうゆう輪道」で巡る鈍川温泉、湯ノ浦温泉や、築城の名手藤堂高虎公による今治城、今治タオル本店やタオル美術館などサイクリストに人気のスポットが点在しています。



近年のサイクリングに関する様々な取組に伴い、この4年間、観光客数は順調に増加しています。

しまなみ海道沿線の主要観光地※1 入込客数は約 199 万人で、しまなみ海道自転車道の通行料金無料化前の約 1.3 倍、45 万人増加しています。

沿線自治体の県外観光客数は約 746 万人で、無料化前の約 1.2 倍、100 万人増加し、広域的な交流人口が拡大しています。

(11) 学校

本市には、小学校 26 校、中学校 17 校、高等学校 10 校があり、中学・高校生の多くは自転車を利用して通学しています。

2015 年に愛媛県が全ての公立高校の生徒にスポーツタイプのヘルメットを無償配布したことにより、高校生のヘルメット着用率が 68%（通学时 100%）を超え、飛躍的に伸びています。

これを受けて、中学生の通学ヘルメットも従来の丸いおわん型タイプからスポーツ型対応への切り替えが進んでいます。

また、物価高騰の中、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに安全基準を満たした自転車の購入を促進するため、2023 年度から中学校に就学する市内在住の小学6年生児童を対象に市内の登録店舗で自転車やヘルメット等の購入に利用できるクーポンを交付しています。

2) 「今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例」について

本市は、2014 年 7 月に「今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例」を制定し、自転車の安全利用を推進しています。（66 頁 参照②）

この条例は、自転車の安全な利用に関する意識の向上、自転車が関与する事故の防止を図り、自転車の安全な利用を促進することを目的とし、自転車利用者の責務として、①道路交通法等の法令遵守、②自転車損害賠償保険等への加入、③自転車の点検整備、④自転車乗車時のヘルメット着用、⑤歩道通行時の車道左側の歩道の通行、⑥歩行者の通行が頻繁な歩道では、自転車を押して歩くことなどを定めています。

3) 「SDGs」目標達成に向けた取り組みについて

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略であり、2015 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットで構成される 2030 年までに達成すべき国際社会全体の目標です。

本計画では、この理念を踏まえ 4 つの目標ごとに SDGs の 17 のゴールと関連するアイコンを掲載しています。



4) 自転車に関する課題整理

- ① 自転車の走行環境が十分に整備されていない。
- ② 中高生の通学時の自転車通行マナーが悪い。
- ③ 自転車の右側通行や歩道通行が多く、歩行者対自転車の交通事故が多い。
- ④ 自転車は手軽で便利な乗り物で、誰もが利用しやすい交通手段であるが、交通ルールを学ぶ機会が少ない。
- ⑤ 交通安全教育の場は、小学校での交通安全教室が中心となっているため、他の世代に対しても、交通安全の教育・啓発を行っていく必要がある。
- ⑥ 市外や外国から訪れたサイクリストを案内するガイドが不足している。
- ⑦ サイクリストがスマホ等を使用するための Wi-Fi 環境が整っていない。
- ⑧ しまなみ海道に訪れるための、また、訪れた後の二次交通が非常に脆弱である。
- ⑨ 自転車が起こす事故等に関する保険の周知が不十分で加入が少ない。
- ⑩ 成人及び高齢者の自転車用ヘルメットの着用率が低い。
- ⑪ DX（デジタルトランスフォーメーション）導入によるサイクリストへのサービスが進んでいない。
- ⑫ しまなみ海道は「サイクリストの聖地」へと成長を遂げたが、本市の観光産業へ波及させられていない。

5) 計画目標の設定方法

計画目標は、本市の自転車を取り巻く現状を分析するとともに、国の計画との整合性を踏まえ、以下のとおり設定します。

- 目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
- 目標 2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
- 目標 3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
- 目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

Ⅲ 実施すべき施策、実施スケジュール

1 実施すべき施策の検討方法

本計画の検討を行うとともに、施策の実効性の担保や合意形成をスムーズに行うため、計画に関連する関係者による今治市サイクルシティ推進協議会を開催します。

協議会の構成メンバーは、愛媛県、今治市、本州四国連絡高速道路（株）、四国旅客鉄道（株）、（公社）今治地方観光協会、（一社）しまなみジャパン、今治商工会議所、越智商工会、しまなみ商工会、今治サイクリング協会、今治市自転車商組合、今治市 P T A 連合会、今治地方観光旅館ホテル同業組合、今治市交通安全母の会連合会、今治市交通指導部長会の他、学識経験者、各種団体等とします。

2 実施スケジュール

各施策の実実施スケジュールは以下のとおりです。

目標及び施策	実施主体	R3	R4	R5	R6	R7
目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成						
施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進	国県市、警察、交通事業者	継続実施				
施策2 違法駐車取り締まりの推進及びニーズに応じた駐輪場の整備	市、警察、民間事業者等	取締推進・整備促進				
施策3 シェアサイクルの普及促進	市、民間事業者	調査・検討	結果対応			
施策4 まちづくりと連携した総合的な取組の実施	国県市、警察	継続実施				
目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現						
施策5 サイクルスポーツ振興の推進	県市、民間事業者	継続実施・E-BIKE普及促進				
施策6 自転車を活用した健康づくりの推進	市、民間事業者、企業等	継続実施・広報啓発				
施策7 自転車通勤等の促進	市、企業等	継続実施・広報啓発				
目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現						
施策8 国際的なサイクリング大会等の実施	県市、交通事業者	PR・準備	実施	PR・準備	実施	PR・準備
施策9 世界に誇るサイクリング環境の創出	県市、民間・交通事業者	継続実施・情報発信				
施策10 自転車を活用したまちづくりを推進するための連携	県市	継続実施				
目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現						
施策11 安全性の高い自転車普及の促進	市・自転車店	広報啓発・普及促進				
施策12 自転車の点検整備の促進	市・自転車店	広報啓発・普及促進				
施策13 自転車の安全利用の促進	市・警察・自転車店	広報啓発・普及促進				
施策14 学校における交通安全教育の推進	市・警察・教育機関	継続実施				
施策15 災害時における自転車活用の推進	市・自転車店	自転車配備・利用確保				
施策16 保険などの加入を促進させる取組	市・保険会社・自転車店	広報啓発・加入促進				

Ⅳ 計画の推進体制、計画のフォローアップ及び見直し方法

1 計画の推進体制

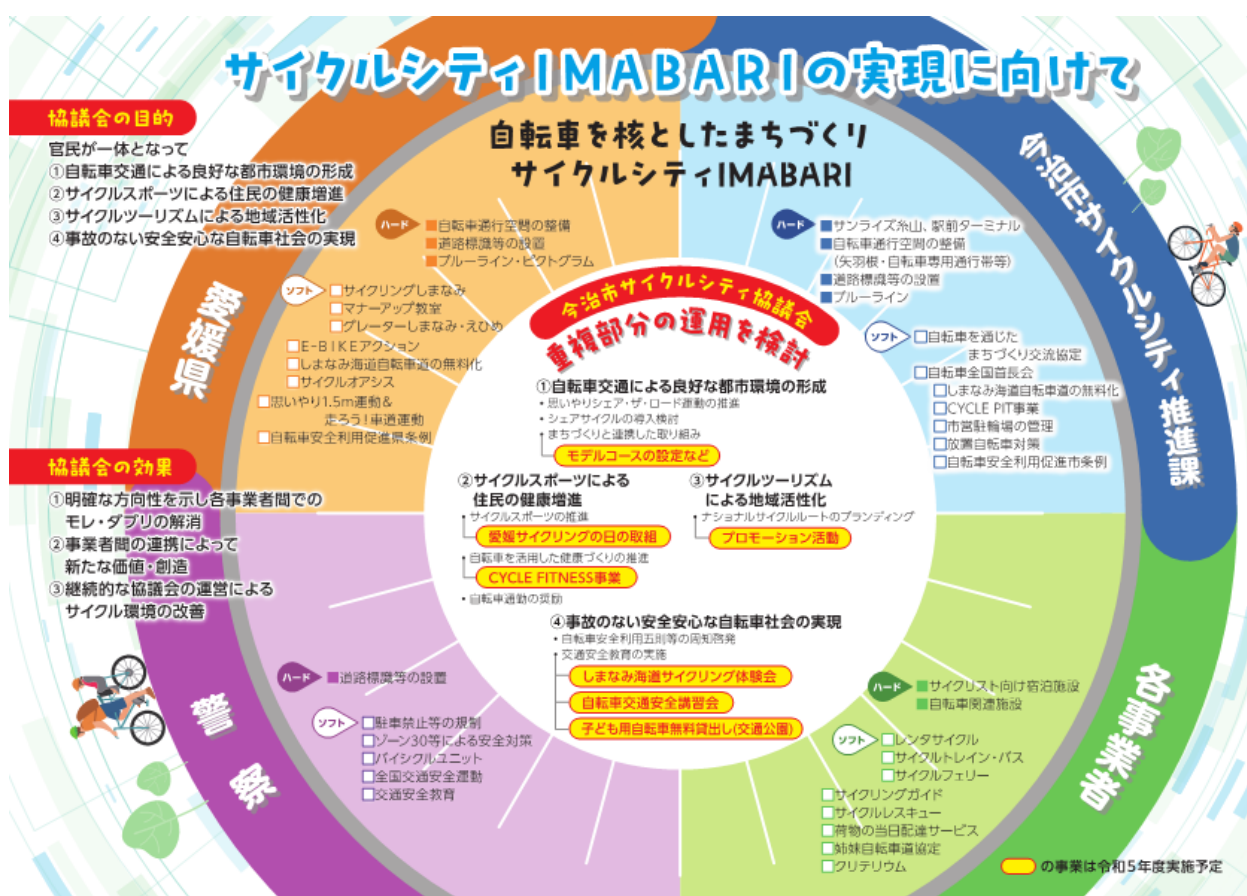
本計画は、総合政策部交流振興局サイクルシティ推進課が中心となり推進します。

サイクルシティ推進課は、今治市サイクルシティ推進協議会の構成メンバー、及び国土交通省四国地方整備局、今治警察署等の関係機関と連絡を密にし、連携して計画の推進を図ります。

また、道の駅、宿泊施設、飲食店、自転車関連団体、交通事業者、自転車店等と話し合いを進めながら、協力を仰ぐものとします。

【今治市サイクルシティ推進協議会】

「サイクルシティ IMABARI」の実現に向け、今治市及び愛媛県、民間事業者等が官民一体となって自転車の活用推進に努め、交通ルール遵守など誰もが安心して自転車を利用できる環境を整えるとともに、サイクルツーリズムによる地域活性化を図ることを目的とする「今治市サイクルシティ推進協議会」を2023年4月18日に設立しました。



2 計画のフォローアップ及び見直し方法

1) 計画のフォローアップ

本計画について、必要に応じて関係者の意見を聞きながら、毎年度当初に指標の達成状況や各施策の推進状況を確認します。

その際、指標を設定した施策については、当該指標を用いながら取組状況のフォローアップを行います。

2) 計画の見直しについて

計画期末までに、施策の効果に関する評価を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえて計画の見直しを行います。

なお、国・県の推進計画が改定された場合は、改定内容と本計画の内容との整合性を確認したうえで、必要に応じて計画の見直しを検討します。

V 計画の目標達成に向けて検討が必要な施策

目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

成果指標	現況値(2019年度)	目標値(2025年度)
①ナショナルサイクルルート指定に伴う 自転車通行空間の整備延長	60m	18,160m



施策 1 自転車通行空間の計画的な整備推進

① 自転車ネットワーク計画の策定

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を踏まえ策定された「今治市自転車ネットワーク計画」に基づき、引き続き道路ネットワークの連続性等に配慮した自転車通行空間の整備を促進するとともに、あらゆる交通関係者に、通行ルールはもとより「シェア・ザ・ロード」の精神を浸透させるためのソフト対策も実施します。

自転車ネットワーク計画における優先的計画策定エリア内の自転車ネットワーク路線の選定は、以下の項目に基づき行われています。

- ・地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共施設、学校、地域の核となる商業施設及びスポーツ関連施設等の大規模集客施設、主な居住地区等を結ぶ路線
- ・自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線
- ・自転車通学路の対象路線
- ・地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線
- ・自転車の利用増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
- ・既に自転車の通行空間（自転車道、自転車専用通行帯、自転車専用道路）が整備されている路線
- ・その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線
- ・既存の道路空間で自転車走行空間の確保が可能な路線



② ネットワーク計画の補完

ネットワーク計画と同一路線での駐輪場整備や無電柱化、バリアフリー等の他の事業計画との整合性を図り、整備を推進します。

整備した自転車通行空間を有効に機能させるため、駐停車禁止規制の実施、違法駐車の積極的な取り締まり、駐車監視員による違反車両の確認の強化について警察との調整を行います。

安全な通行環境に向けた交通標識や信号機の適切な設置・運用について、必要に応じて警察との協議を行います。

整備済の自転車通行空間において、適切な道路標示等、安全性・快適性の改善を検討します。

③ 自転車通行空間の整備

自転車通行空間の整備を行う路線及びその路線の整備形態は、別途前述の「今治市自転車ネットワーク計画」に規定します。



自転車専用通行帯



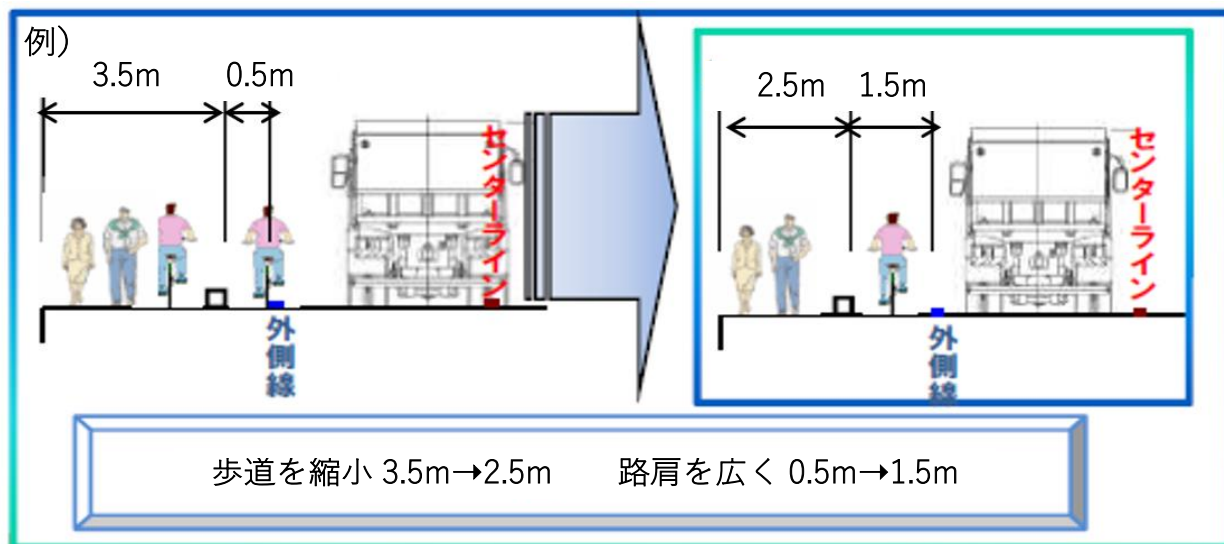
車道混在

④ 自転車通行空間の改善

限られた道路幅員の中で自転車通行空間を確保するために、一定の広さの歩道の幅員を狭めることで、歩道と車道外側線との幅を確保し、自転車通行空間を設ける取組を継続します。



歩道幅員の再配分による自転車通行空間の確保

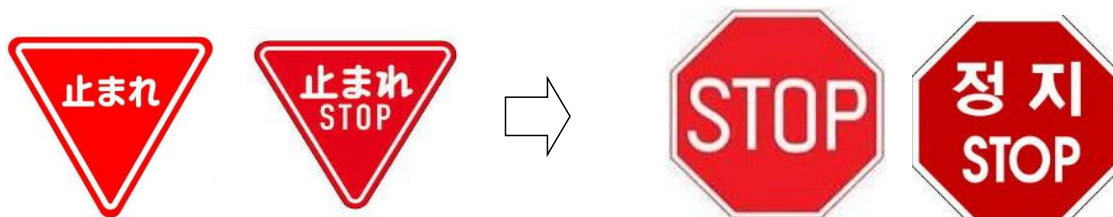


⑤ 道路標識・道路標示・信号機等の適切な設置、運用

自転車交通を含め、全ての交通に対する安全と通行の円滑化を図るため、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努めます。



外国人サイクリストの増加に対応するため、道路標識や道路標示の多言語化を推進するとともに、標識の国際標準化やユニバーサルデザイン化を検討します。



⑥ 思いやり SHARE THE ROAD 運動の推進

愛媛県では、愛媛県自転車安全利用促進条例の基本理念である「シェア・ザ・ロード」を実践するため、自動車等の運転者には「思いやり 1.5m 運動」を、自転車利用者には「走ろう！車道運動」を呼び掛けています。

この運動を推進するため、チラシの配布、ポスターの掲示、公用車へのマグネットの貼付等を行います。



また、愛媛県警やバス、タクシー、トラック事業者をはじめとする自動車と関連する事業者、自転車販売店、自転車関連イベント等と連携した取組を検討していきます。

⑦ 応急修理サービス

自転車は、少しの舗装の陥没や側溝の蓋の緩みなどが大きな事故につながります。そのため、市職員による道路パトロールを実施するほか、市民からの通報に迅速に対応するシステムの構築を図ります。

通報の該当箇所は、応急修繕を施したり、コーンの設置を行うなど危険である旨の標示を行います。

施策 2 違法駐車取り締まりの推進及びニーズに応じた駐輪場の整備

① 駐車禁止等の規制の推進

自転車の車道の左側通行を推奨するのに合わせ、通行の障害となる違法駐車 of 積極的な取締りを推進します。

② 駐車監視員による違反車両の確認

駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度の適切な運用を図ります。

③ 駐輪場の整備

本市は、今治駅北高架下自転車駐車場、今治駅南高架下自転車駐車場、今治港駐輪場などの市営駐輪場の整備を行っており、この内、今治駅北高架下自転車駐車場は、有料駐輪場です。これらの駐輪場整備により、現在、放置自転車等の大きな問題は生じていません。

今後は公共施設における駐輪場の充実を図るとともに民間施設への駐輪場の整備を促していきます。

④ 公共空間等を活用した駐輪場の整備

歩行者の安全、円滑な通行空間を確保しつつ、道路や公開空地などの公共空間を活用した駐輪場の設置について商店街や民間事業者等と連携して検討します。

⑤ 多様なニーズへの対応

幼児2人同乗自転車、電動アシスト付自転車などに対応した駐輪スペースの確保や、スポーツタイプなどの自転車が停められるスペースの導入など、多様化する駐輪ニーズへの対応について検討します。

⑥ 放置自転車対策の推進

市民生活の安全、街の美観及び都市機能の維持を図り、もって市民の良好な生活環境を確保するため、自治会、商店街、警察などと連携し、放置防止の周知啓発をはじめとする放置自転車対策に積極的に取り組みます。

施策 3 シェアサイクルの普及促進

① シェアサイクルの普及促進

自転車都市交通を支える公共性を有するモビリティであるという観点を踏まえ、シェアサイクルについて他の移動手段との役割を明確にしたうえで、関係者と連携して普及について調査、検討を行います。

また、民間事業者が実施する自転車貸出サービス（シェアサイクル事業）について、国の動向を踏まえ支援のあり方等について検討します。

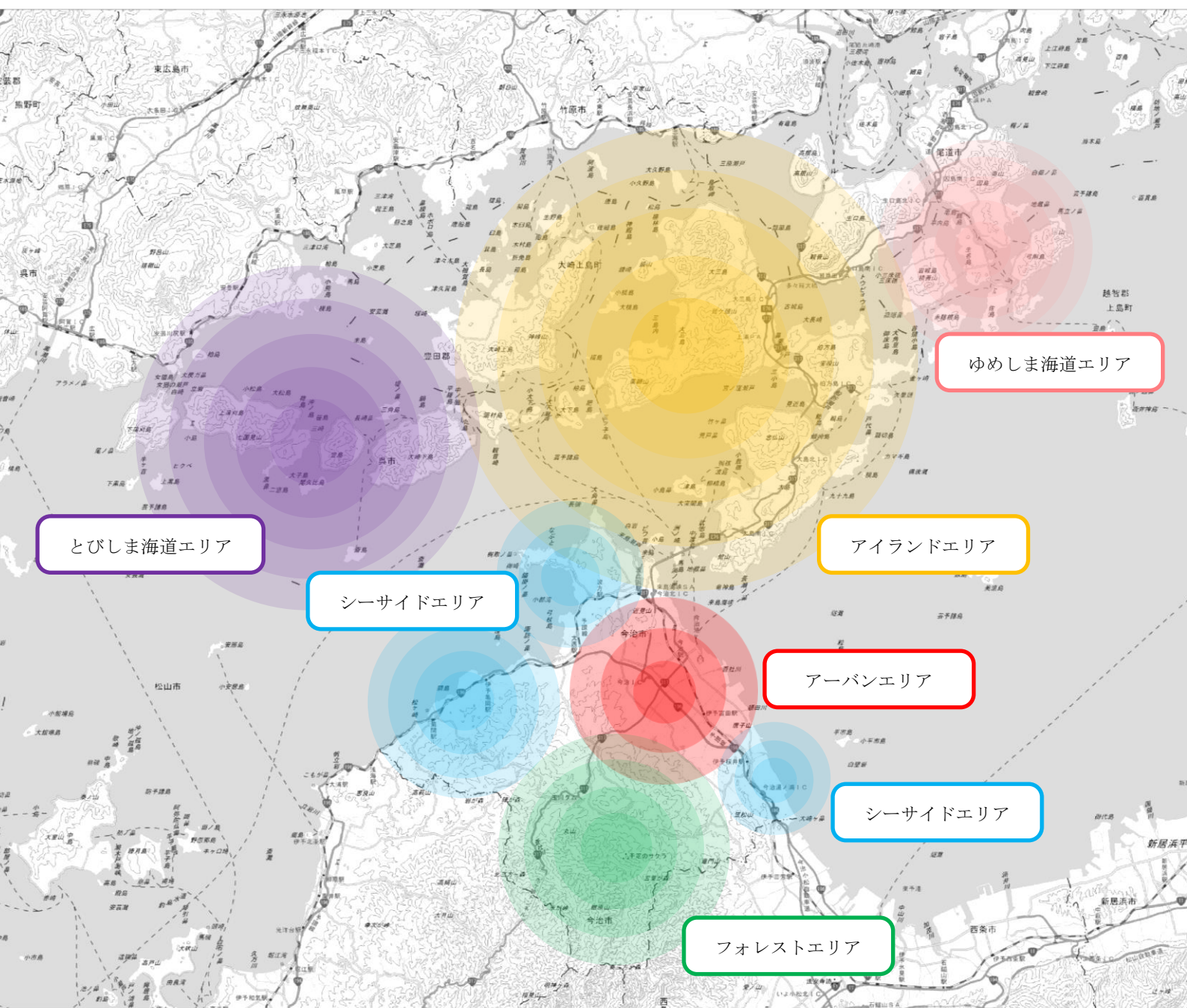
施策 4 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

① 自転車を活用した賑わいあるまちづくりの推進

本市は、サイクリストの聖地「瀬戸内しまなみ海道」が通る「アイランドエリア」、中心市街地や平野部からなる「アーバンエリア」、陸地部西側の「シーサイドエリア」、陸地部南側の「フォレストエリア」からなり、また、近隣には越智郡上島町の「ゆめしま海道」エリアや本市岡村島と広島県呉市を結ぶ「とびしま海道」エリアなど、地形や自然的・地理的条件によりエリアごとに様々な特色を生んでいます。

地域主体のサイクルイベントの開催支援や、歴史や自然などの地域資源を巡るサイクリングコースを設定するなど、近隣地域とも連携、協力し、エリア一体で自転車を活用した賑わいのあるまちづくりを推進します。

また、自転車を暮らしや健康づくり、観光など、様々な場面で活用し、まちの賑わいに繋がられるよう、自転車に関する情報を分かりやすく伝える自転車活用ポータルサイトを立ち上げ、情報発信します。



② まちづくりと連携した自転車施策の推進

自転車活用の着実な取組を推進するため、本市のまちづくりに関連する計画と本計画の連携を図ります。

自転車通行空間、駐輪場の整備など、ハード整備を伴う施策については、道路事業等と連動し、本市にあった適切な整備を進めます。

③ ゾーン 30 等による安全対策の実施

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保するために、区域を定めて面的に時速 30km の速度規制を実施するゾーン 30 のエリアを増やすとともに、その他の安全対策等を必要に応じて組み合わせゾーン内における車の通行速度や通り抜けを抑止します。



目標 2 サイクスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

成果指標	現況値	目標値(2025 年度)
① 通勤時の自転車分担率	(2018 年度) 13.2%	15.3%
② 愛媛サイクリングの日イベント来場者数	(2019 年度) 420 人	1,100 人



施策 5 サイクスポーツ振興の推進

① サイクスポーツイベントの実施

2017 年のえひめ国体では、大三島がロードレースの会場になり、レースを間近に見ることでファンを魅了しました。今後も機会をとらえてロードレースやシクロクロス等の大会誘致を図ることでサイクスポーツの魅力を広めていきます。

② サイクスポーツ環境の充実

レンタサイクルターミナルに、クロスバイクやE-BIKE、タンデム自転車など様々な種類の自転車を配備し試乗の機会を創出することで、誰もが楽しめる環境づくりや情報提供の充実を図り、サイクスポーツに対する関心を高めていきます。

③ シニアスポーツサイクル体験会の実施

愛媛県のアクティブシニア育成事業の一環として、高齢者にサイクリングをより身近に感じてもらうために、スポーツサイクル体験会を実施し、サイクリングを通じた介護要らずの健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりを育むとともに、高齢者層における自転車新文化の普及促進を図ります。



④ タンデム自転車の公道走行

愛媛県では、「えひめ夢提案制度」により 2010 年 8 月より一般公道でのタンデム自転車走行が可能になっています。

これにより、これまでスポーツサイクルを体験できなかった子どもや障がい者もタンデム自転車でサイクリングを体験できるようになりました。

今後も需要を見据えつつレンタサイクルとしてのタンデム自転車の充実を図っていきます。



⑤ E-BIKE（スポーツ型電動アシスト付自転車）の普及促進

体力に自信のない高齢者や女性など、年齢や性別、体力レベルに関係なく誰もが気軽にスポーツバイクに親しめるよう E-BIKE の普及を促進し、あわせて事故防止に向けた安全操作の周知に努めます。また、サイクリングターミナルにレンタル E-BIKE や充電スポットを配備し、普及に向けた環境整備の検討を行います。



⑥ 愛媛サイクリングの日の取組

「サイクリングパラダイス愛媛」の実現に向けて、自転車を活用した新たなライフスタイルを提案する自転車新文化の推進により、県民の健康と生きがいと友情を育むため、多くの県民が自転車に親しみ、サイクリングを楽しむ「愛媛サイクリングの日」を活用し、県、市町の連携による「チーム愛媛」の取組として県内各地で実施する自転車関連イベントにあわせて、自転車利用の促進に係る広報啓発を行います。



施策6 自転車を活用した健康づくりの推進

① 健康推進の広報啓発

自転車による健康づくりへの効果については、生活習慣病の予防を始め、様々な研究が進められていることから、ホームページ等で健康づくりをキーワードとした情報を提供していきます。

また、サイクリングイベント等での周知啓発等を通じ、自転車による健康推進に関する情報を提供します。

② 健康推進と連携した観光事業の促進

サイクルツーリズムを推進する団体等とともに、自転車の活用による健康コンテンツと連携した観光事業についての検討を行い、地域資源を活用したヘルスツーリズムの推進を図ります。

③ 市民サイクリングの奨励

今治市役所では、自転車サークル活動など、さまざまなグループでの職員サイクリングが自発的に行われています。

こうした取組を企業や学校、自治会などに広げることにより、誰でも容易に好きな仲間とサイクリングを楽しめる気運を醸成し、市民の健康増進につなげます。

施策 7 自転車通勤等の促進

① 自転車通勤の広報啓発

自転車通勤を促進するため、環境負荷の低減や健康維持増進、交通渋滞の緩和と交通事故リスクの軽減といった自転車通勤のメリットについて、広報紙等で市民に呼びかけるとともに、今治商工会議所、越智商工会及びしまなみ商工会を通じて自転車通勤の奨励を行います。

また、県民総ぐるみで自転車通勤を推進していく「えひめツーキニストクラブ」への参加を促しツーキニスト（自転車通勤・通学者）のネットワークを広げ、自転車を活用したライフスタイルへの転換を促進します。

② 自転車通勤に関する取組の推進

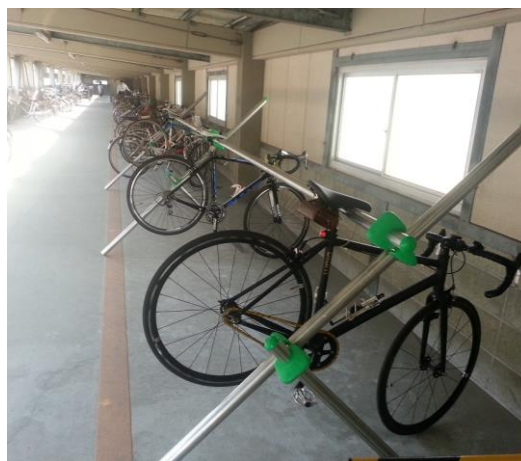
市内の企業に対して、通勤費の削減や労働生産性の向上をはじめとした自転車通勤の効果や、自転車通勤者の受入態勢づくりに関する情報提供を行います。

また、自転車通勤者がルールを守って安全に自転車を利用できるよう、交通マナーの周知啓発を図ります。

③ 市庁舎における駐輪場の整備

スポーツサイクルで通勤する市職員の増加を受け、2012年に職員駐輪場にサイクルスタンドを設置し、スポーツサイクルに配慮した通勤環境の整備により、自転車通勤の促進を図っています。

こうした取組を企業や学校などに広げることにより、スポーツサイクルによる通勤・通学を奨励します。



市庁舎駐輪場の整備状況

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

成果指標	現況値(2017年度)	目標値(2025年度)
① レンタサイクル利用者数	66,372 人	77,000 人
② サイクリングターミナル宿泊者数	9,447 人	10,200 人



施策8 国際的なサイクリング大会等の実施

① ナショナルサイクルルートのブランディング

2019年11月、しまなみ海道サイクリングロードが、日本を代表し世界に誇りうるサイクリングルートとして、第1次ナショナルサイクルルートに指定されました。

市民のシビックプライドの醸成と対外PR促進のため、引き続き関係機関等と連携し、世界に誇るサイクリストの聖地として更に磨きをかけ、安全安心な走行環境の整備に努めるとともに、ナショナルサイクルルートのブランディングに向けたビジョンを構築し、沿線「道の駅」などへの案内看板等の整備を進めます。

更に、愛媛県及び本州四国連絡高速道路(株)と連携して、新たなモニュメントの設置やインフラツーリズムとサイクリングの連携などにより、来島海峡大橋のシンボル化とPRに努めます。

しまなみ海道サイクリングロード

SHIMANAMI KAIDO cycling road

延長：70km

区間：JR尾道駅（広島県）～サンライズ糸山（愛媛県）

しまなみ海道サイクリングロードは、
広島県尾道市と愛媛県今治市を結び、
日本初の海峡を横断する70kmのサイクリングルートです。
瀬戸内海の島々が織りなす絶景を楽しめる
サイクリングルートとして、世界中のサイクリスト達から
注目を集めています。



各島の周遊コース



② 国際サイクリング大会の実施

高速道路や美しい島々を舞台に行うサイクリング大会



サイクリング
しまなみ



愛媛県、広島県、今治市、尾道市、上島町で実行委員会を組織し、2年に1度、しまなみ海道の高速道路の本線を使って、国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」を開催することで、サイクルツーリズムの素晴らしさとしまなみ地域の魅

力を世界にPRします。

【開催概要】

2024 年 10 月 27 日（日）	3,500 人（予定）
2022 年 10 月 25 日（日）	6,371 人（46 都道府県、33 の国と地域から 180 人）
2018 年 10 月 28 日（日）	7,215 人（47 都道府県、26 の国と地域から 701 人）
2016 年 10 月 30 日（日）	3,539 人（47 都道府県、9 の国と地域から 251 人）
2014 年 10 月 26 日（日）	7,281 人（46 都道府県、31 の国と地域から 525 人）

③ しまなみサイクリングサミットの開催

サイクリングしまなみ 2018 の開催にあわせて、国内外のサイクリングイベント主催団体等を招き、しまなみサイクリングサミットを開催しました。

各国、各地域のサイクリング事情に係る基調講演や、取組事例発表等を通じて、サイクリングをテーマとした世界規模での交流を図るとともに、サイクリングの新たな魅力の創造に向け共に活動していくことを宣言する「しまなみ宣言」を採択しました。

今後もこうした取組を引き続き実施します。

④ 海外でのPR

自転車環境や政策について討論する世界最大の国際会議 Velo-City Global2016（国際自転車会議）で、しまなみ海道のPRを行いました。

Velo-CityGlobal は、1980 年にドイツ（ブレーメン市）で開催されて以降、ロンドン、コペンハーゲン、バルセロナ、パリ等で開催、近年では偶数年を欧州以外の都市で開催しています。2016 年はアジアで初となる台湾での開催となりました。

欧州自転車連盟と台湾台北市の共催による会議で、2016 年 2 月 27 日に台北インターナショナルコンベンションセンターにおいて、今治市・尾道市の両市長が一緒に、当会議で初めてしまなみ海道サイクリングの魅力についてプレゼンテーションを行いました。

今後もこうした海外におけるPRに努めます。



施策 9 世界に誇るサイクリング環境の創出

① サイクリングターミナルの整備

ナショナルサイクルルート指定を受け、拡大する国内外のサイクリスト需要に対応するため、サイクリング拠点施設の拡張及び新設整備により受入態勢を整えるとともに、レンタサイクルサービスの質の向上及び E-BIKE の配備など、しまなみ海道の新たなステージに向けた受入環境の整備に努めます。

i 今治市サイクリングターミナル（サンライズ糸山）の拡張整備

市サイクルシティ構想に基づき、本市のサイクリングの核となる中央レンタサイクルターミナルの拡張整備を行い、2020 年 6 月から供用を開始しました。

敷地面積が約 1,750 m²増え、収納できる自転車の台数が大幅に増えトイレも増設されました。

レンタサイクルの貸出、返却の導線をわかりやすくすることで手続きの簡素化を図り、メンテナンス・フィッティングスペースなどの設置により利用者の利便性が向上しています。



ii 今治駅前サイクリングターミナルの整備

市外からのサイクリストや観光客の多様なニーズに応えるため、本市の玄関口となる JR 今治駅前に「サイクルシティ IMABARI」を象徴するサイクリングターミナルを建設し、2020 年 7 月から供用を開始しました。

施設には、レンタサイクルの受付カウンター、事務室、更衣室、トイレ、シャワーを整備し、女性サイクリストの利便の向上を図るとともに、自転車組み立てスペース、メンテナンススペース、フィッティングスペース、インフォメーション、交流スペースなどを設置することにより、ゲートウェイとしての快適なサイクリング環境の創出とともに交流人口の拡大を図ります。



② レンタサイクル事業の統合

レンタサイクルの更なる利便性向上及びしまなみ海道エリア全体のスケールメリットを得るため、今治市、尾道市それぞれで運営されていたしまなみ海道レンタサイクル事業を統合し、2022年4月1日から一般社団法人しまなみジャパンによるレンタサイクル事業の運営が開始されました。



③ 広域的なサイクリングロードの整備（ブルーライン）



今治駅からしまなみ海道を經由して尾道駅に至るサイクリングルートのおすすめルート上の車道外側線の車道側にブルーラインを敷設し、自動車に対して自転車が通行することを認識させるとともに、行先や距離を表示した多言語のピクトグラム標示を行うことで、地図を持たず初めて訪れた方でも迷わずしまなみ海道を走行できる環境を整えています。

あわせて、今治－松山間や愛媛マルゴト自転車道該当ルートにもブルーラインの敷設を行っています。

今後は、路側帯の拡幅や、シェア・ザ・ロードの取組を広げることで走行環境の安全性を高めていきます。

④ 広域的なサイクリングロードの整備（ロケーションマーカー）

島しょ部の外周コースは、人家や商店等が少なく、目印が見つけない環境にあります。このため500m間隔でロケーションマーカーを設置しています。

この表示は、警察、消防、レンタサイクル事業者及び市と情報共有し、緊急時やトラブル発生時の居場所を伝えるのに役立っています。

今後は、ロケーションマーカーについて多くのサイクリストに更なる周知を図ります。



ロケーションマーカー

⑤ 多言語案内標識の設置

年々増加している外国人サイクリストのニーズに対応するため、サイクリングルート沿線の観光案内板に英語表記をはじめとした多言語表記化を進めています。

現在は、英語、中国語、台湾語、韓国語ですが、今後もニーズに合わせて言語の数を増やしていくことなどについて検討します。

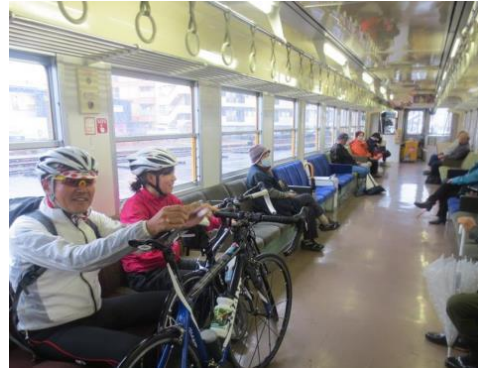
あわせて、スマートフォンと連動した案内方法の導入についても検討します。



ー 官民連携による先進的なサイクリング環境の整備 ー

⑥ サイクルトレインの運行

J R 西日本、J R 四国と連携し、自転車を分解せず、そのまま電車に直接持ち込むことができるサイクルトレインの利用環境の充実を図ります。



⑦ サイクルフェリーと連携した誘客の促進



サイクルシップ・ラズリ



しまなみサイクリングの魅力アップに向け、2021 年4月には（株）しまなみが乗客 48 人と自転車 40 台を積み込むサイクルシップの運行を開始し、サイクルトレインとの連携やサイクリストのチャーター船としての活用を図ります。

一方、尾道市側では、尾道駅前－瀬戸田航路において「サイクルシップ・ラズリ」が就航しています。乗客 75 人に加え約 50 台の自転車を積み込む専用スペースを備えた全長 17.7m、総トン数 19 t の小型船で、「J R 西日本イノベーションズ」や「せとうちDMO」傘下の「瀬戸内ブランドコーポレーション」などが出資する「瀬戸内チャーター」が建造、所有し、しまなみサイクリングに新しい楽しみ方を提供しています。

⑧ サイクルバスの運行

輪行袋に収納した自転車を持ち込んだり、現地のレンタサイクルを利用してしまなみ海道のサイクリングを楽しめるようサイクルバスが運行されています。サイクリングの幅を広げるこうした取組の積極的な情報発信に努めます。



■フラワーライナー（広島交通株）、しまなみライナー（瀬戸内運輸（株）外）

⑨ しまなみ海道サイクリングガイドツアー

しまなみ海道や周辺地域でサイクリングを計画中の方に向けて、地元 NPO 団体がツアーを企画しており、こうしたガイドツアーが開催できるようサイクリングインストラクター養成事業を実施して、ガイドの養成を行っています。

また、尾道観光協会では、個人、グループ、旅行会社など、あらゆる形態に対応したプランニングやガイドを行っており、英語が話せるスタッフも在籍し、外国の方でもガイドを利用できる環境が整っています。

⑩ サイクリスト受入サービスの充実の要請

サイクリング中に気軽に立ち寄り、休憩や地域住民との交流が図られる「サイクルオアシス」を、2011 年から住民参加型で整備しています。

対象は、企業、商店、レストラン、宿泊施設、土産物店、ガソリンスタンド等で、店舗の一角や軒先、庭先、駐車場等をサイクリング客向けの休憩所として開放できる協力者を募集し、各オアシスには、空気入れ、自転車スタンド、ベンチなどを整備しており、マイボトルへの給水やトイレを借りることができます。この流れを 24 時間対応のコンビニ各社へ協力要請した結果、実現したのがコンビニサイクルオアシスです。

現在、今治側 86 か所、尾道側 137 か所、上島町の 21 か所とあわせて 244 か所のサイクルオアシスがありますが、今後もこのサイクルオアシスの充実と周知を図っていきます。



サイクルオアシス



コンビニサイクルオアシス

⑪ サイクルレスキューの構築

しまなみ海道を訪れたサイクリストが怪我や自転車の故障等により島内で立ち往生した際の救援システムを構築し、サイクリングルート上の隅々まで安心して周遊できる環境を整えます。



タペストリー



自治体がレスキューの募集、協

力依頼、登録を行い、申込のあった事業者等に対し、自転車工具セット等レスキュー機材を無償貸与します。

制度の周知のため、自転車修理店等には目印となるタペストリーを配布するほか、HP、マップ、チラシ等により、サイクリストに周知します。

タクシー会社は、サイクリストからの連絡により、サイクリストや故障自転車を通常のタクシー料金で運搬し、自転車店等は、サイクリストやタクシー会社からの連絡により故障自転車を修理します。

今後もこのシステムの拡充を図っていきます。

⑫ 「しまなみ海道手ぶらサイクリング」サービス

しまなみ海道の今治市と尾道市の区間において、手荷物を宿泊地から宿泊先へ当日配達したり、宿泊地以外の手荷物預り所から宿泊先へ荷物を発送することができるシステムを運送会社が運営することで、手ぶらでサイクリングを楽しめる環境を整備します。

あわせて、宿泊地から自宅へ自転車を専用BOXで輸送する「自転車輸送」サービスも行っています。

今後は、こうしたシステムの拡充を図るとともにサイクリストに対するPRを積極的に行います。



⑬ サイクリスト向け宿泊施設

しまなみ海道サイクリングロード沿線におけるサイクリスト向け宿泊施設として、今治市側の起点となるサイクリングターミナル「サンライズ糸山」が開設されています。また、民間施設としてJR今治駅前の「JR クレメントイン今治」やゲストハウス「シクロの家」、大三島のサイクリング総合施設「WAKKA」、ホステル「I-LINK HOSTEL&CAFE SHIMANAMI」、尾道市のサイクリスト向け宿泊施設「ONOMICHI U2」など、日本人だけでなく外国人にも多く利用されています。

その他の旅館やホテルでも「自転車を部屋に持ち込むことができるサービス」が広がりを見せており、空き家を利用した民泊の計画も進められています。

そうした状況を踏まえ、今治地方観光旅館ホテル同業組合に呼びかけサイクリング部会を組織し、サイクリストのおもてなし向上に向けた自動音声翻訳機の導入、駐輪施設の充実等についての情報交換を行います。

⑭ サイクルパーツの自動販売機の設置

自転車トラブルの大半を占める「タイヤパンク」に 24 時間、365 日対応できるよう、飲料とあわせて自転車グッズを販売する自動販売機を大手飲料メーカーが設置しています。

自転車施策先進地であるヨーロッパ等では、タイヤチューブ専用の自動販売機が設置されていますが、日本国内では初の取組です。

当面は、タイヤチューブ（3 種類）のみの販売ですが、今後はニーズにより他のグッズ販売展開についても検討します。



⑮ 利用者への情報発信

しまなみ海道の魅力を発信するため、官民間問わず様々なサイクリングイベントを実施します。

【しまなみ海道の主なサイクリングイベント】（2017 ～ 2023 年度）

■しまなみ縦走

しまなみ沿線に設けたチェックポイントを徒歩又は自転車で回るスタンプラリーイベント

主 催：本州四国連絡高速道路（株）、（一社）しまなみジャパン

開催日：2017 年・2018 年・2019 年（毎年 3 月の土日 2 日間で開催）

定 員：なし（自由参加） 約 3,000 名

■万田発酵 Presents グラン・ツール・せとうち 2019

春のサイクリングシーズン幕開けに開催されるしまなみ海道でのイベント

主 催：グラン・ツール・せとうち事務局（広島テレビ放送内）

開催日：2017 年・2018 年※中止・2019 年（毎年 4 月開催）

定 員：2,200 名

■しまなみやまなみサイクルスタンプラリー

しまなみ海道とやまなみ街道沿線のサイクリングコースを巡るスタンプラリー
主 催：尾道観光協会・道の駅世羅（世羅町観光協会）
開催日：2017年9月～11月・2018年4月～11月・2019年4月～11月
定 員：なし（自由参加）

■むかいしま女性サイクリング

～恋で走って島めぐり散走～ サイクリングで女子会を楽しむイベント
主 催：よもそろガールズ向島
開催日：2017年9月・2018年10月・2019年10月（毎年開催）
定 員：70名

■Denim Run Onomichi

デニムファッションでのサイクリングの楽しさに加え地場産業であるデニムをPR
主 催：Denim Run Onomichi 実行委員会
開催日：2017年11月
参 加：100名

■瀬戸内しまなみ・ゆめしま海道サイクリング大会 2017

今治・尾道それぞれで開催されていた歴史ある大会を統合したファンライドイベント
主 催：（一社）しまなみジャパン
開催日：2017年11月（隔年開催）
定 員：2,000名

■しまなみ海道スタンプラリー

スマートフォンアプリを活用しチェックポイントをまわるスタンプラリー
主 催：本州四国連絡高速道路（株）
開催日：2018年12月～2019年2月
定 員：なし（自由参加）

■しまなみ海道&琵琶湖周遊スタンプラリー

決められた期間内に周遊コースを選びチェックポイントをまわるスタンプラリー
主 催：本州四国連絡高速道路（株）・守山市
開催日：2018年4月～2018年8月
定 員：なし（自由参加）

■周遊スタンプラリー スマート光ライド 2019

4地区連携による広域での周遊スタンプラリー
主 催：守山市・（一社）KIX泉州ツーリズムビューロー・（一社）淡路島観光協会・本州
四国連絡高速道路（株）
開催日：2019年7月～2019年9月
定 員：なし（自由参加）

■しまなみ海道サイクル合宿

トッププロチームと一緒にしまなみ海道を走る 1 泊 2 日の合宿型イベント

主 催：ヴィクトワール広島

開催日：2018 年 10 月（2 日間で開催）

定 員：40 名

■瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ 2018」

国内外より 7,000 人超が参加。サイクリングを楽しむファンライドイベント

主 催：サイクリングしまなみ実行委員会

開催日：2018 年 10 月（隔年開催）

定 員：7,000 名

■第 2 回 全国シクロサミット

「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」による自治体
間連携強化を図るシンポジウム・講演会

主 催：自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会

開催日：2019 年 10 月（毎年開催）※各ブロック持ち回り開催

会 員：358 名

■しまなみ・ゆめしまサイクリングフェス 2019（第 2 回 全国シクロサミット）

スタンプラリーとロゲイニングの 2 つの異なるスタイルのサイクリング大会

主 催：（一社）しまなみジャパン

開催日：2019 年 10 月 20 日（隔年開催）

定 員：2,000 名

■第 1 回今治クリテリウム

今治市みなと交流センター周辺にて、四国初となる JBCF 最終戦として開催された自転車
ロードレース

主 催：今治クリテリウム実行委員会

開催日：2022 年 10 月

定 員：なし ※参加選手 67 名 観客数 13,000 人

■瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ 2022」

国内外より 7,000 人弱が参加。サイクリングを楽しむファンライドイベント

主 催：サイクリングしまなみ実行委員会

開催日：2022 年 10 月（隔年開催）

定 員：7,000 名

■SHIMAHIME RIDE（しまひめライド）

愛媛県、松山市、今治市、西条市、上島町が協力して実施するデジタルスタンプラリー

主 催：グレーターしまなみえひめ推進協議会

開催日：2023 年 11 月～

定 員：なし

⑩ サイクリストの聖地碑

2014 年 10 月 24 日、しまなみサイクリングコースのほぼ中間点にあたる大三島の多々羅しまなみ公園に「サイクリストの聖地碑」が建立されました。

これは、しまなみ海道と台湾日月潭のサイクリングコースとの姉妹自転車道協定締結と国際サイクリング大会の開催記念として設置されたものです。

しまなみ海道沿線の大島特産の「大島石」を使いしまなみ海道のシンボルとして情報を発信し、訪れたサイクリストの人気撮影スポットにもなっています。



⑪ 「SHIMANAMI」モニュメント

2020 年 10 月、しまなみサイクリングコースの今治市側の起点となるサンライズ系山に「SHIMANAMI」の文字がかたどられたモニュメントが設置されました。

文字部分には愛媛県産の姫檜を使用し、文字の手前部分がベンチになっており、サイクリストの新たな人気撮影スポットになっています。

しまなみ海道サイクリングの象徴である「来島海峡大橋」の形が王冠（クラウン）に見えることから「クラウンブリッジ」と命名し、しまなみ海道の魅力を世界に向けて発信しています。



⑩ 多様なパンフレット類によるPR

本市を始め、関係機関、各種協議会、（一社）しまなみジャパンなどにより多彩なパンフレットやチラシを印刷配布するとともに、ホームページやSNS等での情報提供を行うことで、サイクリストや来訪者の多様なニーズに応じています。

今治市・瀬戸内しまなみ海道の主要パンフレット



⑪ キャッシュレス決済の導入

しまなみ海道沿線の飲食店や土産物店では、まだまだキャッシュレス決済サービスの利用が進んでいません。一方で年々増加傾向にある外国人観光客やサイクリストにおいては、カード払いやスマホ決済のニーズが高くなっています。

このため、プリペイドカードやクレジットカード、スマホ決済等の導入について調査検討を進めます。

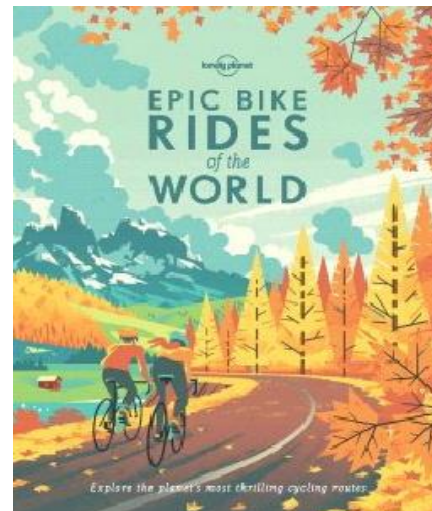
②0 メディアやインターネットによる情報発信

しまなみ海道サイクリングロードの国内外への効果的なPRに向け、多様なメディアによる積極的な情報発信を行います。

i EPIC BIKE RIDES OF THE WORLD (Lonely Planet 発刊) に掲載

2016年8月Lonely Planet社が発刊した“世界で魅力的な50のサイクリングルートを紹介するガイドブック”「EPIC BIKE RIDES OF THE WORLD」に、日本で唯一「瀬戸内しまなみ海道サイクリング情報」が掲載されました。

Lonely Planet社が一般的に販売している旅行ガイドブックとは異なり、今回初めて、同社の新刊として出版し、各国のマーケットで販売が開始されました。



ii 「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」に掲載

2013年2月18日にフランスで販売開始された「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」改訂第3版に、「しまなみ海道」が「★」（一つ星）で掲載されました。

続いて、2014年10月15日に「ミシュラン・グリーンガイド四国WEB版」として前年版の四国のコンテンツに、新たに取材した観光地・観光施設を追加し、WEBサイトで公開され、「しまなみ海道とサイクリングロード」が「★」（一つ星）で掲載されました。



iii CNN（アメリカ合衆国のニュース専門放送局）での紹介

2014年5月19日に米CNNで、世界で最も素晴らしい自転車道の一つとして「しまなみ海道」が紹介されました。

同年6月6日には、しまなみ海道が米CNNによる世界7大サイクリングコースの一つに選ばれました。

The world's most incredible bike routes

By Peter Walker, for CNN
June 6, 2014 - Updated 0625 GMT (0625 HKT)



iv トリップアドバイザーでの紹介（旅好きが選ぶ！日本の展望スポットランキング 2017）

2017年3月15日、日本の展望スポットを実際に訪れた旅行者の口コミを元に集計しランキング形式で発表されたトリップアドバイザー「旅好きが選ぶ！日本の展望スポットランキング 2017」において、全国の展望名所の中でしまなみ海道の「亀老山展望公園」が2位にランキングされました。（2016年は第3位）

標高 307.8m の亀老山の頂上にある展望公園で、園内にある隈研吾氏設計のパノラマ展望台からは来島海峡大橋や日本三大急潮のひとつ「来島海峡」の潮流、また天気の良い日には西日本最高峰「石鎚山」を眺望することができることから、元来、各種CM等の撮影スポットとしても人気でしたが、近年では自転車でヒルクライムされる方も増加しています。

v 楽天トラベルランキングで2年連続1位（2016・2017）

（自転車旅のススメ！サイクリストに人気の旅行先ランキング）

旅行予約サイト「楽天トラベル」は、2016年3月1日～2017年2月28日までの宿泊人泊数をもとに、サイクリストに人気の旅行先ランキングを発表し、「今治・しまなみ海道」が1位にランキングされました。（2年連続）

■サイクリストに人気の旅行先ランキングTOP10 2017年

1位	愛媛県	今治・しまなみ海道
2位	滋賀県	湖東（守山・近江八幡・彦根）
3位	広島県	福山・尾道・しまなみ海道
4位	長野県	軽井沢・佐久・小諸
5位	長崎県	壱岐島
6位	兵庫県	淡路島
7位	沖縄県	中部（宜野湾・北谷・沖縄・うるま・読谷）
8位	滋賀県	大津・雄琴・草津・栗東
9位	奈良県	奈良北部（生駒・天理・橿原）
10位	愛媛県	松山・道後

vi スポーツ文化ツーリズムアワード2016大賞受賞

2017年3月、瀬戸内しまなみ海道振興協議会の取組（サイクリストの聖地「瀬戸内しまなみ海道」を核としたサイクルツーリズム）がスポーツ文化ツーリズムアワード2016で大賞を受賞しました。

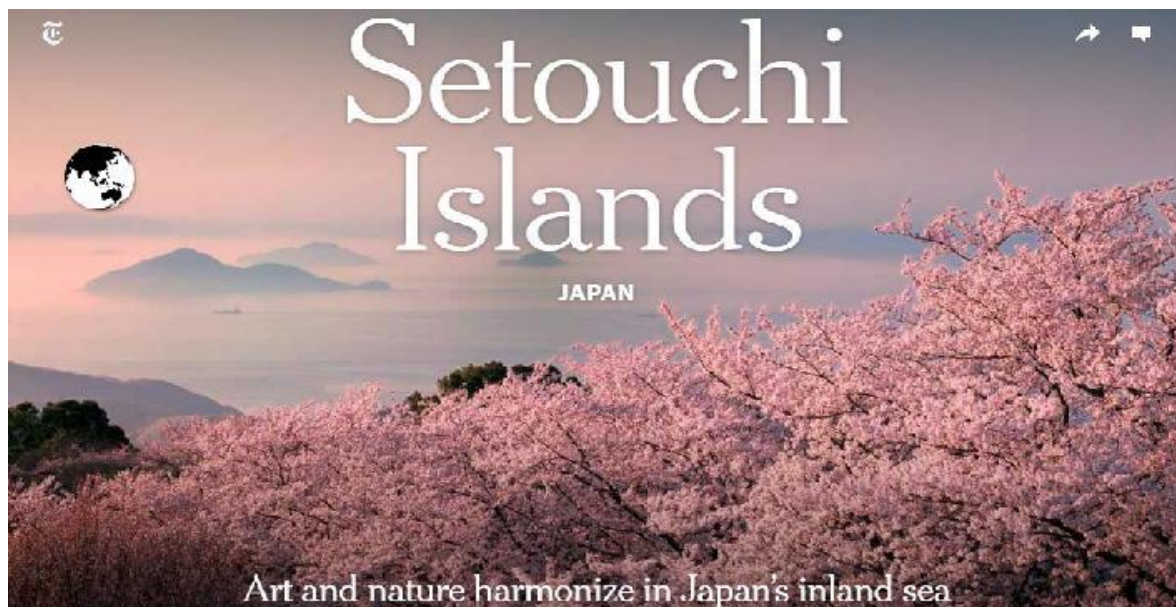


vii ニューヨーク・タイムズ「52 Places to Go in 2019」

2019年1月10日、アメリカのニューヨーク・タイムズが選ぶ「2019年に行くべき52カ所（52 places to go in 2019）」の第7位に日本では唯一「瀬戸内の島々（Setouchi Islands）」が選ばれました。

瀬戸内を紹介する記事では、瀬戸内国際芸術祭をはじめ、しまなみ海道のサイクリング、広島平和記念資料館のリニューアルオープンなどが挙げられています。

このため、これを好機ととらえてアメリカをはじめとする海外に対して、しまなみ海道の情報の発信を強化していきます。



Japan's ancient Setouchi region, which includes the Seto Inland Sea's islands and coastal areas, will host the Setouchi Triennale 2019, a major art fair held in three seasonal installments; sites in 2019 include the less-frequented islands of Teshima and Honjima, where you can better experience the balance of nature and art. One hour south of the "art islands" via ferry or the Shinkansen bullet train, the Hiroshima Peace Memorial Museum, one of Japan's most visited sites, reopens in spring 2019 after an eight-year, \$51 million refurbishment. Setouchi is also looking to draw a fresh crop of cyclists, with new trails winding through local citrus and olive groves and a dedicated Shimanami bike ferry that opened in October 2018 connecting Japan's main island of Honshu to the region's lesser-visited island of Shikoku.



（訳）

日本に昔からある瀬戸内地域には、瀬戸内海の島々や海岸が存在しており、2019年には3年に一度開催される大きな芸術のイベントである瀬戸内国際芸術祭が予定されています。2019年開催の場所にはあまり人が訪れていない豊島や本島が含まれており、これらの島々では自然とアートの調和を体験することができます。これらアートの島々からフェリーや新幹線で一時間ほど南に行くと、日本有数の観光地であり8年の歳月と51億円の改修を経て2019年春に再びオープンする広島平和記念資料館があります。また、柑橘やオリーブの畑を抜けていく新たなコースや、2018年10月に就航した、本州と人があまり訪れていない四国を結ぶしまなみサイクルシップなどで瀬戸内地域は新たなサイクリストたちも惹きつけようとしています。

施策 10 自転車を活用したまちづくりを推進するための連携

① 自転車を通じたまちづくり交流協定の締結

「自転車」を活用したまちづくりに取り組む本市と滋賀県守山市は 2017 年 3 月 27 日、両市の交流を進めていくため「自転車を通じたまちづくり交流協定」を締結しました。

「自転車」を活用したまちづくりに取り組む協定市が交流を推進することで、交流人口の増加及びサイクルツーリズムによる国内外からの誘客を目指すとともに、スポーツサイクルに乗ることで得られる「健康」、趣味を通じた「生きがい」、仲間との繋がりによる「友情」をもたらす「自転車新文化」の定着と、地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

(連携事項)

- (1) 自転車の特性を活かしたまちづくり施策の推進に関する事
- (2) 自転車新文化の定着に向けた施策の推進に関する事
- (3) サイクルツーリズムによる観光振興施策の推進に関する事
- (4) 市民および民間企業等の交流促進に関する事
- (5) 交流にあたっての民間活力を誘導する取組に関する事

また、同年 5 月 19 日には、沖縄県名護市とも「自転車を通じたまちづくり交流協定」を締結しました。観光リゾート地として知られる名護市と本市が相互に協力しながらサイクルツーリズムの振興を図っています。



② 姉妹自転車道協定の締結

今治市、尾道市、上島町などをつくる瀬戸内しまなみ海道振興協議会（現：一般社団法人しまなみジャパン）と台湾サイクリスト協会は 2014 年 10 月 25 日、しまなみ海道サイクリングコースと台湾・日月潭サイクリングコースとの姉妹自転車道協定を締結しました。

協定により、双方の自転車道のブランド力の向上、自転車走行環境整備に関する情報収集・交換、国際的なイベント開催などに取り組んでいます。



③ 自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会の設立

2018 年 11 月 15 日、自転車によるまちづくりに積極的に取り組む全国 294 の自治体が会員となり「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」を設立しました。

自転車による観光振興、住民の健康増進、交通混雑の緩和、環境負荷の低減等により公共の利益



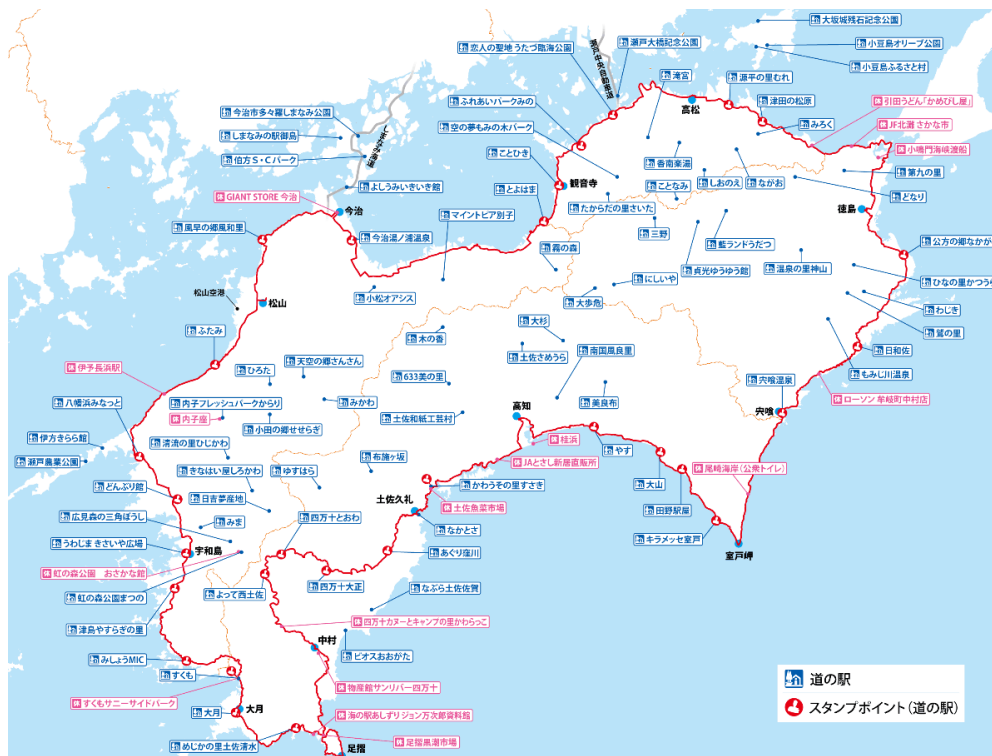
⑤ 愛媛マルゴト自転車道



愛媛県と県下 20 市町が連携する「チーム愛媛」の取組により、誰もが自転車に親しみ、誰もが自転車を楽しめるよう、県下全域に「愛媛マルゴト自転車道」として 28 のサイクリングコースを整備しています。

本市には、中・上級者向けサイクリングコースとして、③今治・西条ゆうゆう輪道、④今治・道後はまかぜ海道、⑪しまなみ海道サイクリングロードの３コースが設定されています。

⑥ サイクリングアイランド四国の取組



愛媛県の呼びかけの下、四国4県で、「四国一周サイクリングルートの魅力創出」をテーマに四国一周サイクリングコースが設定され、本市も連携、協力を図っていきます。

コースは、専門家の監修により、実走調査等を踏まえ、安全性やサイクリスト目線に配慮したルートであり、ホテルや立ち寄りスポット等も考慮され設定されています。

コースの啓発に向けた「CHALLENGE1,000km プロジェクト」の実施により、四国一周サイクリングの登録者に公式ジャージが配布され、完走者に公認の完走認定証等を交付するなどしてサイクリストの達成感を高め、「四国一周サイクリング」の認知度を向上させています。

⑦ グレーターしまなみ・えひめ圏域の取組

来島海峡大橋を中心とした松山市、西条市を含む半径50kmの愛媛県側エリアで広域サイクルツーリズム圏域「グレーターしまなみ・えひめ」を形成し、愛媛県、関係市町、及び民間企業と連携のうえ本市が持つ豊かな自然を活かした体験型コンテンツ、温泉等の宿泊施設を利用し、「通過型」から新たな「滞在型」サイクリングの普及・定着に向けた仕掛け作り及び環境整備を行います。



⑧ サイクリストのマナーの向上

ナショナルサイクルルートに相応しいサイクリストのマナーアップを図るため、愛媛県をはじめとする関係機関が参画する「しまなみ地域サイクリストマナー向上推進協議会」において、ワークショップやフィールドワークを通じた課題抽出、イベントと連携した啓発用グッズの配布や路面シートの設置などについての検討を行います。

また、レンタサイクル事業者が自転車を貸し出す際に、マナーや乗車方法を周知する多言語のチラシを配布して、マナーの徹底を図る取組を進めます。

目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

成果指標	現況値（2018 年）	目標値（2025 年）
① 自転車事故の発生件数	74 件	※

※交通事故発生件数全体の減少割合を超える割合で減少させることを目指す。



施策 11 安全性の高い自転車普及の促進

① 安全性の高い製品購入につながる広報啓発

車体に貼付されている「自転車マーク」を自転車の安全基準として参考にし、安全性の高い製品の購入を促します。

自転車マークとは、自転車の安全性を保証するとともに、製品に対する責任を明確にするものであり、製造上のトラブルで事故が起こった場合、製品の補償や賠償措置が受けられるという、保険的な役割もあります。

自転車マークの主なものは、BAAマーク、SGマーク、JISマークです。いずれもメーカー出荷時に貼られるものです。



② 中学校就学時における自転車等購入支援

中学校に進学する小学6年生児童を対象に市内の登録店舗でBAA等の安全基準を満たした自転車等の購入に利用できるクーポンを配布し、保護者の経済的負担を軽減するとともに安全性の高い自転車の普及促進を図ります。

施策 12 自転車の点検整備の促進

① より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発

自転車の正しい取り扱い方、安全上の注意、各部の名称、乗る前の点検と調整方法、日常の手入れ方法、定期点検、点検・整備チェックリストなどを記したパンフレット等を作成、配布するとともにホームページに掲載するなどして、より安全な自転車の点検整備を促進します。

② TSマークの普及促進

自転車利用者が自転車安全整備店で自転車の点検整備を行うと、自転車安全整備士が、点検整備基準に従って必要な点検・整備をし、安全利用の指導をした上で、「TSマーク」を貼ることとなっています。

「TSマーク」には、付帯保険として自転車搭乗者が交通事故



により傷害を負った場合に適用される「傷害補償」と、自転車搭乗者が第三者に傷害を負わせてしまった場合に適用される「賠償責任保険」が付いており、自転車の安全利用とあわせて事故対応の面からも「TSマーク」の普及促進を図ります。

③ 自転車メンテナンス講習会の開催

市内の自転車店の店員等を講師に招き、レンタルサイクル業務担当者を対象にメンテナンス講習会を開催しています。定期的に講習会を受講することによって、スキルアップを目指しています。

今後は、こうした講習会を一般のサイクリストを対象に開催することにより、より安全な自転車の点検整備を促進します。



メンテナンス講習会の様子

施策 13 自転車の安全利用の促進

① 自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知

自転車乗用中の交通事故防止や自転車の安全な利用を推進するため、「今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例」の浸透を図るとともに、「自転車安全利用五則」

(2022年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)を活用して、歩行者や他の車両に配慮した自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

特に、自転車の車道通行を促進し、やむなく歩道を通行する場合におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を利用して安全運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性等についての周知・徹底を図ります。

○自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転の禁止
- 5 ヘルメットを着用

改定した自転車安全利用五則の守りましょう!

1 車道が原則、歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます。

歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認して通行しましょう。

道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。

4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。

5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せる際には、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。

ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年～令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要ですが、

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率(警察庁資料より)

ヘルメット非着用	ヘルメット着用
0.26%	0.59%

※致死率とは死者の割合や死者の占める割合をいいます。

② 世代に応じた交通安全教育の充実

幼児から高齢者まで幅広い世代に対して、各世代に応じた交通安全教育を実施します。

現在の交通安全教育の実施状況を見直し、「量」と「質」の両面から交通安全教育の充実を図ります。

③ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努めます。

事業所は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努めます。

また、社会人を対象とした交通安全教育の促進を図るなど交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進します。

④ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解するとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とします。

⑤ 外国人に対する交通安全教育の推進

市及び関係団体は、外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、効果的な交通安全教育に努めます。

そのために、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の交通安全教室等への参加を促進します。

また、増加が見込まれる訪日外国人に対しても、誘致等にかかる関係機関・団体と連携し、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進します。

⑥ 交通安全意識向上を図る広報啓発

交通安全キャンペーンや自転車関連イベント等において、積極的な啓発を行うとともに、SNSや動画など様々な機会を活用します。

国内外からの観光客に対して、レンタサイクルの貸出時、適切な機会をとらえ、啓発を行います。

自転車販売店や企業、地域の団体等と連携し、様々な場で啓発に取り組みます。

⑦ 自転車交通安全啓発ツールの作成・活用

ルールブックを交通安全教室等、様々な場面で活用していくとともに、各世代の

自転車利用特性に応じた、啓発ツールの作成を進めます。

啓発ツールは、各世代や対象に応じて効果的なタイミングで活用します。

⑧ ヘルメット着用の広報啓発

道路交通法が改正され 2023 年 4 月から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことを踏まえ、自転車乗車中の交通事故の被害軽減を図るため、幼児・児童、中学・高校生、高齢者をはじめ、あらゆる年齢層の自転車利用者に対し自転車ヘルメットの着用を推進し、特に幼児・児童の保護者、高齢者に対して自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童・高齢者のヘルメット着用の徹底を図ります。

また、地元の小中学生がしまなみサイクリングを体験できる機会を創出し、あわせてヘルメット着用を推奨することにより、自転車安全利用に対する関心の助長を促します。

⑨ 点灯及び反射材の推奨

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえて、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進します。

⑩ 自転車運転者講習制度の着実な運用

自転車運転者が危険なルール違反(危険行為)を繰り返すと「自転車運転者講習」を受講しなければならないことを周知徹底するとともに、講習の受講対象となる 15 項目の危険行為の内容を周知し、危険行為を行わないよう啓発に努めます。

「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為(15項目)の概要

令和2年6月30日から施行開始(注1)

1 信号無視 (道路交通法7条) 信号機や標識の指示に従わず通行する行為。	2 通行禁止違反 (道路交通法9条、第1項) 「歩行者専用道路」など、通行禁止の道路を通行する行為。	3 歩行者用道路における車両の通行違反 (道路交通法9条) 自転車の通行が認められていない歩行者専用道路を通行する行為。
4 通行区分違反 (道路交通法17条第1項、第4項又は第8条) 車道と歩道が区分されている道路で歩道を通行したり、歩道・車道の両方を通行する行為。	5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 (道路交通法17条の2第2項) 自転車通行時に歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為。	6 進路確立入道違反 (道路交通法21条第2項) 道路幅が狭いのに、歩行者や自転車とすれ違う時に、進路を確立せずに通行する行為。
7 交差点安全通行義務違反等 (道路交通法35条) 信号機のない交差点で、安全通行の義務を怠る行為。	8 交差点優先歩行者等 (道路交通法37条) 交差点で歩行者や自転車とすれ違う時に、優先通行の義務を怠る行為。	9 環状交差点安全通行義務違反等 (道路交通法37条の2) 環状交差点で通行する際に、安全通行の義務を怠る行為。
10 指定場所一時不停止 (道路交通法62条) 一時停止標識や指定場所において、一時停止の義務を怠る行為。	11 歩道通行時の通行方法違反 (道路交通法64条の4第2項) 歩道の通行時に、歩行者の通行を妨げるような方法で通行する行為。	12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 (道路交通法65条の3第1項) ブレーキが正常に作動しない状態で通行する行為。
13 酒酔い運転 (道路交通法65条第2項) 酒酔い状態で通行する行為。	14 安全運転義務違反 (道路交通法65条) ハンドルやブレーキ等を適切に操作せず、安全運転の義務を怠る行為。	15 妨害運転 (道路交通法65条の4第1項、第2項) 他の車両や歩行者の通行を妨げるような方法で通行する行為。

【自転車運転者講習のながれ】

14歳以上18歳未満で、信号無視など、危険行為を3年以上にわたって繰り返した自転車運転者に講習を受けるよう案内

自転車運転者講習を受講
【講習時間：3時間】
【講習手数料：6,000円】

受講命令に従わない場合
5万円以下の罰金

愛媛県警察

⑪ 交通安全に関する指導技術の向上

交通ルールの指導ポイントを分かりやすくまとめた指導者向けマニュアルを作成し、ルールブックやチラシ等の交通安全啓発ツールとあわせて提供します。

各世代に応じて交通安全教育ができるよう、指導者育成に向けて教育機関や企業、市民団体等と連携体制を構築します。

警察、教育機関、地域等と連携し、指導者向けの研修会を実施するなど、新たな指導者の育成に取り組みます。

施策 14 学校における交通安全教育の推進

① 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する能力を高めることを目標とします。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。

関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに児童等に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗車中等実際の交通の場面で、児童に基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう、交通安全の啓発に努めます。

さらに、交通ボランティア等による通学路における児童に対する安全な行動の指導を促進します。

② 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

中学校では、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。このため、自転車の安全利用等を含め、安全な通学のための教育教材等を配布するとともに、交通安全教室を一層推進します。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

③ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任をもって行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とします。このため、自転車の安全な利用を含め、安全な通学のための教育教材を配布するとともに、交通安全教室を一層推進します。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

また、「今治地区高校生の交通安全会議」の開催等を通じて、高校生の交通社会において果たすべき役割を考えさせるとともに、小中学校等との交流を図るなどして果たしうる役割を考えさせ、交通安全活動への積極的な参加を促します。

④ 通学路周辺の安全点検の実施

教師やPTA、自治会等の協力を得て、小中学生の通学路の安全点検を定期的の実施し、安全な通学環境を確保します。

⑤ 今治交通公園の活用

正しい自転車の乗り方や安全な通行方法、交通ルールを守る方法を学ぶ場として今治交通公園の活用を図ります。

施策 15 災害時における自転車活用の推進

① 災害時における自転車利用の確保

災害時の公用自転車の調達・修理等に関して、愛媛県自転車商協同組合等との協定を締結するなど、災害時の自転車活用を想定した取組を進めます。

② 災害時における自転車利用の促進

災害発生時の迅速な情報収集や早期復旧に向けた交通機能の維持を図るため、自転車の活用を推進します。

③ 庁舎等への自転車配備

災害発生時の危機管理体制強化のため、庁舎等公共施設への自転車の配備を進めます。

④ 災害時における正しい自転車利用方法の周知

災害時における正しい自転車の利用方法や注意事項等をマニュアル化し、職員に周知します。

施策 16 保険などの加入を促進させる取組

① 自転車保険加入促進に向けた周知・啓発

「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の一部改正に合わせ、「今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例」を一部改正し、2020 年 4 月 1 日より自転車損害賠償保険等への加入を義務化しました。このため、自転車保険の加入について、チラシ、ポスター等で啓発を行うほか、各種キャンペーン、交通安全教室など様々な機会を通じて加入促進に取り組めます。

また、保険会社等と連携し、市民が自転車保険に加入しやすい環境をつくっていきます。

(参照 ①) 第 11 次今治市交通安全計画について

「第 3 節 道路交通の安全について講じようとする施策」より抜粋

1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも警察や国、県、市等の関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、一定の事故抑止効果が確認されてはいるが、歩行中・自転車乗車中の死者数の割合が高いことから、歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策をより一層推進することが必要である。このため、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図る。

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえない。このため、地域の協力を得ながら通学路及び各道路において歩道の整備に努める。特に交通安全を確保する必要性の高い道路において、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進など、きめ細かな事故防止対策を実施する。

ア 生活道路における交通安全対策の推進

交通事故の多いエリアにおいて、警察、道路管理者等の関係機関と地域が連携して、通過車両の排除や車両速度の抑制等の対策に取り組み、高齢者が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

(2) 交通安全施設等整備事業の推進

県公安委員会及び道路管理者が連携して、事故実態の調査・分析を行いつつ、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン 30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢化の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。

また、自転車利用環境の整備、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

(4) 効果的な交通規制の推進

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

(5) 自転車利用環境の総合的整備

ア 安全で快適な自転車利用環境の創出

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、歩行者と自動車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要がある。このことから、自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）により定められる自転車活用推進計画に基づき、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成 28 年 7 月、国土交通省、警察庁）の周知を図るとともに技術的助言等を実施し、当該計画及びガイドラインに基づく、「今治市サイクルシティ推進計画」に沿って、歩行者と自動車分離された車道通行を基本とする自動車通行空間の整備等安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進する。

イ 自転車等の駐車対策の推進

自転車等の駐車対策については、自転車等の駐車需要の多い場所、駐車需要が著しく多くなることが予想される場所を中心に、自転車駐車場等の整備に努める。

鉄道の駅周辺の放置自転車問題の解決を図るため、県、市、道路管理者、警察、鉄道事業者等が適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

(6) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

(7) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持等に寄与するため、道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。また、路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、駐車規制及び違法駐車を取り締まりの推進と併せ、市駐車場整備区域において今治市駐車場整備計画に基づき、駐車場の整備及び有効利用を推進する。

(9) 大規模イベント等への対応

しまなみ海道を利用した国際サイクリング大会等の開催時には、日頃は交通量の少ない島嶼部を中心に、市内外から多くの参加者及び観光客が訪れることが見込まれる。このような大規模イベントの際にも、交通の安全や円滑性を確保する必要があり、道路案内標識や交通情報標識などの整備について対策を図る必要がある。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の

人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で重要な意義を有している。

交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して市民一人一人が交通安全を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。また、人優先の交通安全思想の下、子供、高齢者、障がい者等に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

このため、交通安全教育指針（平成 10 年国家公安委員会告示第 15 号）等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。特に、高齢化社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても、高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。

さらに、自転車を使用することが多い小中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる。

学校においては、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に実施するよう努めるとともに、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づき学校安全計画を策定し、児童生徒に対する通学を含めた学校生活、その他の日常生活における安全に関して、自転車の利用に係るものを含めた指導を実施する。

交通安全教育・啓蒙啓発活動については、県、市、警察、学校、関係民間団体、企業及び家庭がそれぞれの特性を活かし、お互いに連携を取りながら地域が一体となった活動が推進されるよう促す。

（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚園等において行われる交通安全教育等の支援を行うとともに、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対し交通安全の啓発に務まる。

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

このため、自転車安全利用のための教材配布、交通安全教室の開催、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。関係機関・団体は小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動を取り、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象に交通安全の啓発に努める。

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

このため、自転車の安全な利用等を含め、安全な通学のための教育教材等を配布するとともに、交通安全教育を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。関係機関・団体は中学校において行われる交通安全教育の支援を行い、中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任をもって行動することができるよう健全な社会人を育成することを目標とする。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら保健体育、総合的な探究の時間、特別活動などの学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、「今治地区高校生の交通安全会議」の開催等を通じて、高校生の交通社会における果たすべき役割を考えさせるとともに、小中学校等との交流を図るなどして果たしうる役割を考えさせ、交通安全活動への積極的な参加を促す。

オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努める。

また、社会人を対象とした交通安全教育の促進を図るなど交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する。

大学生・専修学校生等に対しては、学生の自転車や二輪車・自動車の利用等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育の充実に努める。

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、県及び市は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材、教具等の開発等、指導体制の充実に努める。

また、関係期間・団体は、連携して高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育の場面・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。

自転車を利用する高齢者に対しては、自転車乗車中の交通事故の発生実態を踏まえ、特に自転車用ヘルメットの着用を促すなど自転車の安全利用に係る教育を推進する。

キ 障がい者に対する交通安全教育の推進

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。

ク 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、我が国の交通ルールやマナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進するとともに、外国人の講習会等への参加を促進する。

また、増加が見込まれる訪日外国人に対しても、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、各種広報媒体を活用するなど我が国の交通ルール周知活動等に努める。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が安全に道路を利用するために必要な知識及び技能を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直して、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

このほか、従前の取組に加え、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進するよう努める。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

市民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための市民運動として、今治市交通安全推進協議会を始め関係機関・団体等が連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動に努める。

イ 横断歩行者の安全確保

信号のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるように交通安全教育等を推進する。

ウ 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故や自転車の安全な利用を推進するため、「今治市自転

車の安全な利用の促進に関する条例」及び「自転車安全利用五則」（中央交通安全対策会議：交通対策本部決定）を浸透させるなど、歩行者や他の車両に配慮した自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に、自転車は配達や通勤・通学を始め、観光などの様々な目的で利用されているが、交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面注視、イヤホン等使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での”ながら運転”の危険性等について、周知・徹底を図るとともに、事故時の被害軽減のため、自転車利用者全員のヘルメットの着用促進を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合には、加害者となる側面も有する。本市では令和2年4月、市条例を一部改正し、加害者となった場合に備え、自転車保険等への加入を義務化したところであるが、交通に参加する者としての十分な自覚・責任等の意識啓発に向け、今後も、関係事業者と連携して周知啓発等を図る。

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車事故を防止するため、灯火点灯を徹底と反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視確認性の向上を図る。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の周知に努めるとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進する。

幼児・児童の保護者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童のヘルメット着用の徹底を図るのみならず、自転車を利用する保護者に対しても、ヘルメットの着用を促す。

カ 反射材用品の普及促進

夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。

反射材用品等の普及に当たっては、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨する。

ク 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、市広報、インターネット等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内用の広報等、具体的で訴求力の高い内用を重点的かつ集中的に実施するなど、実行の挙がる広報を行う。

ケ その他普及活動の推進

(ア)高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車乗車中の事故実態の広報を積極的に行う。

(ウ)薄暮時間帯から夜間・早朝にかけての暗い時間帯に重大事故が多発する傾向が

あることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転、歩行者の横断違反等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯や自動車前照灯のこまめな切り替えを促すとともに、歩行者、自転車利用者の反射材等の着用を推進する。

- (エ) 二輪運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進する。
- (オ) 市民が交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を行うことができるよう、インターネット等各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信に努める。

(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

民間における交通安全活動の役割は重要であることから、交通安全を目的とする民間団体については、交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進するとともに、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、全国交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行う。民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図り、また、交通ボランティア等の高齢化が進展する中、交通安全の取組を着実に次世代につないでいくよう幅広い年代の参画に努める。

(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

交通安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促すことが重要である。このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働に努める

3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず運転免許取得予定者まで含めた運転者教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努める。また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障がい者、子供を始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の向上を図る。

○ 自動車の点検整備の充実

(2) 自転車の安全性の確保

しまなみ海道の美しい景観を楽しみながら行える「しまなみ海道サイクリングロード」が、令和元年11月に国土交通省から「第1次ナショナルサイクルルート」

として指定されたことで知名度が大きく向上し、国内外から利用者が増大することが予想されることから、自転車の安全対策を推進する。また、自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成する。さらに、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、本市では令和2年4月、「今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例」を一部改正し、自転車保険等への加入を義務化したことから、継続して関係事業者と協力し、更なる広報啓発活動を展開するとともに加入率を向上させる。

加えて、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

近年、自動車に関する技術の進歩は目覚ましく、様々な先進安全技術の開発・実用化が急速に進んでいる。交通事故のほとんどが運転者の交通ルール違反や運転操作ミスに起因している状況において、こうした技術の活用・普及促進により、交通事故の飛躍的な減少が期待できると考えられる。

5 道路交通秩序の維持

交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要がある。このため、交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性の高い違反や、駐車違反等の迷惑性の高い違反に重点を置いた交通事故防止に資する交通指導取締りを推進する。また、交通事故事件の発生に際しては初動段階から組織的な捜査を行うとともに、危険運転致死傷罪の立件も視野に入れた捜査の徹底を図るほか、研修等による捜査力の強化や客観的な証拠に基づいた事故原因の究明等により適正かつ緻密な捜査の推進を図る。

(1) 交通事故防止に資する交通指導取締りの推進

ア 交通事故分析に基づく交通指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、横断歩行者妨害、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、市民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

イ 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対して、積極的に指導警告を行うとともに、警察官の警告に従わず違反行為を継続したり、通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたりするなど、悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。

7 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、深い悲しみやつらい体験

をされており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

また、近年、自転車が加害者になる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、本市では自転車保険等の加入を義務化とし、加入の加速化を図っている。

(参照 ②) 「今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例」について

本市は、2014 年 7 月に「今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例」を制定し、自転車の安全利用を推進している。

この条例の概要は以下のとおりである。

1) 条例制定の背景

近年、自転車は趣味やスポーツ、健康増進の目的として、幅広く利用されるようになってきています。その一方で、利用者の運転マナーの悪さが問題となるなど、安全な利用対策が喫緊の課題となっています。こうしたことから今治市において、市民の皆様は、より身近な問題として捉えていただくとともに、自転車の安全な利用に関する意識や運転マナーの向上を図るために、本条例を制定しました。

2) 施行年月日 2014 年 7 月 1 日より施行

3) 条例の目的

自転車の安全な利用に関する意識の向上、自転車に関与する事故の防止を図り、自転車の安全な利用を促進すること。

4) 自転車利用者の責務

① 道路交通法等の法令遵守

自転車を運転する者は、自転車が「車両」であることや、車両の運転者であることを自覚し、法令等を遵守することを規定した。

② 自転車損害賠償保険等への加入

自転車が加害者となる交通事故に伴って、多額の損害賠償を求められるケースが発生していることから、2020 年 4 月 1 日より自転車損害賠償保険等への加入を義務化した。

自転車事故の損害賠償例

事例	賠償命令額	事故の概要
1	5,000 万円	女子高生の自転車が、無灯火で帰宅途中携帯電話に気を取られ歩行中の女性の背後から衝突。女性は、歩行困難になり、職を失い生活保護を受けている。
2	5,438 万円 禁錮 1 年 10 月 実刑収監	信号無視した男性の自転車が、横断歩道を歩行中の女性と正面衝突。女性は意識不明の重体で数日後死亡。
3	1,239 万円	自転車が、信号のない交差点を歩いて横断中の女性と衝突。女性は顔の骨や歯を折る等の重傷を負った。
4	1,300 万円	出勤中の自転車が、交差点を一時停止せず左折しようとした際、直進してきた女性の自転車と衝突。女性は股関節・肩骨折等の重傷を負った。

③ 自転車の点検整備

自転車利用者本人や、歩行者、他の車両の利用者などの生命又は身体に対する危害の発生を防止するためには、自身が利用する自転車についての安全性が確保されていることが重要であることから、その点検整備に努めるよう規定した。

④ 自転車乗車時のヘルメット着用

道路交通法第 63 条の 11 では、「13 才未満の児童または幼児の保護責任者は、児童等を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」と規定されていますが、条例ではそれに加えて、「全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用する」ことを励行事項として規定した。

⑤ 歩道通行時は、車道左側の歩道を通行

道路交通法第 17 条第 4 項により、自転車は車道の左側通行が義務付けられている。

また、同法第 17 条の 2 により、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができることとされている。

しかしながら、歩道の進行方向の規定はないので、自転車が通行することができる歩道については、自転車同士が対面通行することが可能となっている。

そこで、条例では「自転車も自動車と同一の方向に走ることを推進することによって事故を防止する」ことを目的として、「車道左側に設置されている歩道の通行を推進する」ことを規定した。

⑥ 歩行者の通行が頻繁な歩道では、自転車を押して歩くことを規定した。



今治市サイクルシティ推進計画

Plan to promote utilization of a bicycle

2020年3月

発行 今治市総合政策部交流振興局
サイクルシティ推進課
〒794-8511 今治市別宮町1丁目4-1
(電話番号 0898-36-1547 fax 番号 0898-25-2961)
E-mail cyclecity@imabari-city.jp

(無断転載・複製を禁じます。)